

平成29年3月6日（月曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成29年第1回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（13名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	(欠番)
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	櫻井一夫君
企画調整課長	千葉繁雄君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長	児玉藤子君
産業観光課長	安土哲君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	阿部礼子君
水道事業所長	佐藤進君
危機管理監	赤間隆之君
復興まちづくり対策監	小松良一君
総務課参事兼 総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君

教 育 次 長	櫻 井 光 之 君
教 育 課 長	本 間 澄 江 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 事 磯 田 友 希

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 9 年 3 月 6 日 (月曜日) 午前 1 0 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議案第 1 号 松島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 〃 第 3 議案第 2 号 松島海岸公園避難施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 〃 第 4 議案第 3 号 石田沢防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 〃 第 5 議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 〃 第 6 議案第 5 号 松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正について
- 〃 第 7 議案第 6 号 松島町交通安全指導員条例の一部改正について
- 〃 第 8 議案第 7 号 松島町下水道条例の一部改正について
- 〃 第 9 議案第 8 号 権利の放棄について
- 〃 第 1 0 議案第 9 号 指定管理者の指定について
【集会施設：松島区】
- 〃 第 1 1 議案第 1 0 号 指定管理者の指定について
【集会施設：高城区】
- 〃 第 1 2 議案第 1 1 号 指定管理者の指定について
【集会施設：本郷区】
- 〃 第 1 3 議案第 1 2 号 指定管理者の指定について
【集会施設：磯崎区】
- 〃 第 1 4 議案第 1 3 号 指定管理者の指定について

【集会施設：手樽区】

〓 第15 議案第14号 指定管理者の指定について

【集会施設：北小泉・下竹谷地区モデルコミュニティー推進協議会】

〓 第16 議案第15号 指定管理者の指定について

【集会施設：北小泉区】

〓 第17 議案第16号 指定管理者の指定について

【集会施設：下竹谷区】

〓 第18 議案第17号 指定管理者の指定について

【集会施設：上竹谷区】

〓 第19 議案第18号 指定管理者の指定について

【集会施設：幡谷区】

〓 第20 議案第19号 指定管理者の指定について

【集会施設：根廻区】

〓 第21 議案第20号 指定管理者の指定について

【集会施設：初原区】

〓 第22 議案第21号 指定管理者の指定について

【集会施設：桜渡戸区】

〓 第23 議案第22号 指定管理者の指定について

【避難施設：松島区】

〓 第24 議案第23号 指定管理者の指定について

【避難施設：本郷区】

〓 第25 議案第24号 指定管理者の指定について

【避難施設：磯崎区】

〓 第26 議案第25号 指定管理者の指定について

【避難施設：手樽区】

〓 第27 議案第26号 指定管理者の指定について

【町営墓地：三浦墓地管理組合】

〓 第28 議案第27号 指定管理者の指定について

【町営墓地：古浦墓地管理組合】

- 〓 第29 議案第28号 平成28年度松島町一般会計補正予算（第7号）について
 - 〓 第30 議案第29号 平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
 - 〓 第31 議案第30号 平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - 〓 第32 議案第31号 平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
 - 〓 第33 議案第32号 平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について
 - 〓 第34 議案第33号 平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
 - 〓 第35 議案第34号 平成28年度松島町水道事業特別会計補正予算（第4号）について
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（片山正弘君） 皆さんおはようございます。

平成29年第1回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。松島町高城、XXXXXXXXXXさんであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、13番阿部幸夫議員、1番澁谷秀夫議員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 松島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数
に関する条例の制定について

○議長（片山正弘君） 日程第2、議案第1号松島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑、ございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） おはようございます。

2番赤間でございます。私のほうからは2点ほど質問させていただきたいと思っています。

まず1点目でございます。去る2月2日に全員協議会で説明を受けた際に、認定農業者数のデータが上がっておったと思うんです。それと今回この議案の資料として上げてございます3番目ですか、認定農業者数の欄の数値が1名ほどずれて掲載されている関係かとも思いますが、要するにこの27年3月のデータから先ほど私が申し上げた全員協議会までの1年間のうちに約総数で8件、8人ですか。法人で2件ほど減っている状況があると。そういった点から見たときに、今後何年かの間だとは思いますが、認定農業者数のいわゆる傾向として年々ふえる傾向にあるのかというのをまず1点目にお尋ねさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 認定農業者数等に関しましては、担当課長から説明させます。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 資料のほう、全協の資料との違いにつきましては、やはり2010年と2015年のセンサスの違いもございます。あと認定農業者数の増加は、増加を図っているものの横ばいという感じには捉えております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） なかなか今の国の農業施策状況、それから県、町をみても大変な厳しい環境に置かれている農業施策状況ですから、そういったことからなかなか農業従事者数というのがふえない、むしろ高齢化の波に押し流される傾向にあるのではないかと。後継者的なことを言えばこういった制度確立がやっぱり必要になってくるんだろうなという見方をしております。

については2つ目でございますが、今回の農業委員会等に関する法律の改正等に基づいて農業委員会の構成に農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんという形で今後は進むと、公選法で農業委員さんが選ばれた、久しく長い時代からまた変わった制度にという移行でございますが、今回提案されている条例案の中の、いわゆるこの農地利用最適化推進委員というんですかね、ここの部分の捉え方なんです。書かれた内容等、資料に基づいて見させていただくと、条例に関する説明資料の第3条の項目にありますけれども、農地面積748ヘクタール、センサス数値で2015年のデータになっています。これからいくと、松島町の場合は定数の上限として8名ですよということであります。しかしながら政令のほうを見させていただくと、700を超えていたらプラス1になって8名ということであるならば、条例上の提案もここは最低限8人になるんじゃないかというところなんです。それでこれまで現行の農業委員会が15名構成でいましたね。その15名構成が今回7月の任期までの間に現行どおり移行するという過程で、たまたま今回の提案内容では農業委員の定数は8人とし、この農地利用最適化推進委員の定数を7人と捉えておるのかどうか。その辺が政令との兼ね合いで若干したのね。あとの部分が7ではなく8ではないかなというふうには捉えるわけなんですけれども、その辺の捉え方の考え方、ちょっとお示しできますか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 赤間議員おっしゃいましたとおり、上限定数はやっぱり8人ということで、国のほうからも示されておりました。まずその8人を基準に農地を実際地域活動を見回るのは、一番仕事として大きくなるのが農地利用最適化推進委員になると。今まで

これは農業委員が一緒にやっておったことなんですけれども、なお切り離して仕事を区別したときに負担が大きくなる分になります。そして農地を全体的に8に分割できるかどうか、それではまたときにやはり7分割が一番区割りとしては適正だと町のほうでも考え、その結果7地区で7人というように定めたところがございます。総数で言うとその現行の15人と合わせたのかと申しますと、目安には確かにしております。ほかの自治体のもう改選を目の前にして改正をしたところの市町も参考にしたところございました。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 決め方については多分そういうことなんだろうなということで理解はできるものです。ただ、要するに私どもが住んでいる初原地区、桜渡戸、本郷、根廻地区等々見渡せば、いわゆる農業委員さんの受け持ちする役割の部分と、この農地利用最適化推進委員さんの持つ役割の分というふうに見た場合に、今おっしゃられたというか答弁された7区割りというんですね。行政区的には12行政区ですけれども、その辺のいわゆる農業、農地の面積はそこそこに持っているながらも、いわゆる農地法でいう3条、4条、5条等の権利等の返還とか地目の返還とか係る部分にウエイトがかかるのは農業委員さんの数ではないかなと思ったりもするわけなんです。まだこれはお示しはいただいてないので、7つの区割りの仕方を見てはいないので、何とも言えないところもありますけれども、その辺の考え方というのは何か農業委員会として話し合っただけの話なんではなかろうか。済みません、その点ちょっと確認したいんですけれども。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 7地区の区割りですけれども、農業委員と町と両方で考えて農地面積の割合からして、地域活動的に見回れる範囲はこれぐらいだと判断しまして7地区にしております。その区割りにつきましては、松島・高城地区で1つと、本郷・根廻地区で1人と、磯崎・手樽地区で1人、北小泉・下竹谷地区で1人と。上竹谷地区につきましてはかなり耕作面積が広いので上竹谷地区として1人、同じく幡谷地区としても1人。初原・桜渡戸地区でまとめて1つというふうで7地区と区割りしているところがございます。

以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。

今のに関連して、この農業委員と推進委員とのちょっとわからなかったのが、認定農業者と

そうでない人、これどっちか差別化があるんですか。ちょっとその辺理解できないので、教えてくださいませんか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 農地利用最適化推進委員になられるだろう方につきましては、認定農業者が何人入らなければいけないという決まりはございません。ただし農業委員会委員につきましては、その過半数が認定農業者になるものということで、これは義務づけとして決められているものでございます。

以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。今野 章議員。

○8番（今野 章君） まず最初に基本的な情報を教えてほしいと思うんですが、本町の農業者数は408人と、農地面積は748だと、こういうことで資料をいただいているわけですが、私が議員になったころはたしか農地840ヘクタールぐらいあったような気がするんです。約100ヘクタールぐらい減っているのかなと。こういうイメージで今受けとめているんですが、減った100ヘクタールというのはもう完全にあれなんですか、一般の土地になっちゃっているものなのか、どういうふうになっているのか、その辺わかれば教えてほしい。

それから遊休農地とそれから農地の集積率ですね、この辺がどのようになっているのかということもまず教えていただければと思います。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 済みません、およそ100ヘクタールほど農地が減っている理由、割合につきましてはちょっと把握をしておりません、申しわけございませんでした。

遊休農地率につきましては、4.9%と。集積率につきましては40.39%と今現在なっているところでございます。

以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。それで現行農業委員の数15名ということで、今質疑にもありましたようにそれを7人にして、最適化委員を8人にする。こういうことなんですが、今までは公選制と、こういうことで農業委員というのは15人のうち10人かな、選ばれてきたと。こういうことになっているんですが、今度は公選制がなくなると、こういうことで公平に透明性のある選び方を当然しなくちゃいけないだろうと。しかも町長任命ですけれども、そこに至るまでには多分いろいろ推薦だとか、それから私もやりたいという応募方法とか、

こういう方法もあると。こういうことですので、農業委員の7という定数を上回るケースも、あ、農業委員8ですね。を上回るケースも出てくるかと思うんですが、その場合にどういう対応をするのか、選考基準というか選定というのか、農業委員の推薦委員会のようなものをつくるのか、多くなった場合の公平なやっぱり基準というのがあるのかどうか、その辺についてどう考えているのかお聞かせください。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 今回から公募ということで、約1月ぐらいの公募期間を設ける予定であります。その際、定数以上、求めた以上に、求めた以上じゃなくても選考委員会というのを開催する予定となっておりますが、それは内部の副町長を筆頭に総務課長、産業観光課長等が選考委員になっていることが、今まで行ってきた自治体の例では多く見受けられてきました。その中で定数を上回った場合につきましては、その地域性だったり、あと今まで農業に従事してきた内容、あと全く今度農業にかかわらない中立の非農家の方も入ってくるということを踏まえまして、その選考委員の中で決めていくということに、過程を含めて決定していくことになっていきます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今の話だと執行部の中で選定委員会を構成すると、こういうお話なんです。それが果たして本当に透明性と公平性を保たれるのかと、こういうことになるわけね。第三者的な方が入るようなものはつukらないのかどうか。民生委員の推薦会などは執行部の中だけじゃなくていろいろな形でつくられるわけですから、そういうった形でのやっぱり透明性の高い選考委員会ということも必要なのではないかなと思うんですが、いかがでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今担当課長のほうからほかの町の例を見ると、副町長であったり職員であったりということ、それも一応参考にしますが、今言われたように逆に第三者、そうでない方、職員でない方もその選考委員の中に入れたらどうかということで、今そこは言われたとおり、やっぱり職員だけでなく第三者の方も入れたほうが良いという感覚でいます。この辺はちょっと今からの話になるわけですが、そういう形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。ぜひそういう意味では公平な透明性の高いものをつくりつついていただきたい。少なくとも今までは公選制ということで、農業従事者の皆さん方がやっぱり選出をしてきたと。形上はですよ。いろいろありますけれどもね。してきたということになっているわけですから、そういうぐらい重いやっぱり仕事だという意味でも公平性をきちんと保てるというシステムをつくりたいと思います。

それで、今回の改正ということについては法律ができたから当然それに従って改正をしなければならないんだと、こういうことなわけでありまして、実際上今回の法改正で農業委員会の役割がどういうふうになるのか、農業委員と適正化委員と分けて置くわけですが、農業委員会としての役割というのはどういうふうになったのか、変わるのか、その辺についてはどういうふうに見ていらっしゃるのかお伺いしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 今まで農業委員が農地の権利の移転等の議決、またその権利移転の議決する前の現況調査などを一手に行っていました。その現況調査などの地域活動はその最適化推進委員が請け負うことになりまして、さらにその減った部分で負担となる部分が農地利用の最適化に関する施策を農業委員会として定めなさいと。これは今までも遊休農地を減らそうというような活動を行ってはきましたけれども、先ほどご質問にありました遊休農地の解消目標値だったり担い手への農地の利用集積目標を数値として定めていこうというふうになってまいります。今までのように言葉で減らそうというわけではなくて、実際に数値を掲げて行動していくものになってまいります。こちらのほう、計画、実行、評価、改善と言われている、いわゆるPDCAサイクルをきちんと定めて毎年進めていくようにと、その辺で業務としては拡大になったなと捉えております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私が思うに農業委員会でやっていたことを2つに、最適化委員を設けて2つに分けて現況調査を今まで以上にきっちりやると、そういうことですね。そして農地集積を進めていくと、これが一番やっぱり大きい仕事になるのかなというふうには思うんです。農業って一体何だったのかなということを考えたときに、やっぱり松島のこの農村を考えても、農家の皆さんが農村集落に住んでおられて、そうでない方も一緒にいますけれどもね。そういう方々が一生懸命その地域をやっぱりつくってきたんだと思うんですよね。この農業者とそこに住んでいらっしゃる皆さん方が、やっぱり農村というものをつかって、米の

生産というものを担ってきたんだと。こういうふうと思うんですが、勢いこうやって確かに今までの農政そのものが低米価ということで、なかなか農家の皆さん方がそれで食えないという状況が生まれてきて、担い手、これが不足してきていると。高齢化もしてきていると、こういう状況が生まれているわけね。そういう中でこの農地の集積という話が出てくるわけなんですけれども、このままその農地を集積させていくということで、どんどんどんどん押し進めていくと農村そのものが崩壊するのではないかと、こういうふうに逆にいうと思うんですね。農業委員会は今までは少なくとも農業者の権利を守る組織としてやられてきたんだけれども、今回のこの法改正に基づいて仕事が進められていくと、農地集積がどんどんどんどん進められていくと。そうすることによって農村そのものの持っていた力そのものも私はなくなっていくのではないかなと。農業経済、地域経済、こういうものにも大きい影響を及ぼすものになってくるのではないかなと思っているわけなんです、果たしてこれでいいのかなと。本来であれば大規模農家、中小農家、あるいは自家米生産のための農家、こういう人たちがやっぱり農村地域にいて、地域を守ってきたんだと。だからそういう人たちが本来生きていける状況をどうつくるのかということが求められているのではないかなと思うんだけれども、今回のこの農業委員会法、農協法等々農業に関連する法改正に基づいて、さらにこの農村の崩壊、農業の崩壊、こういうものが強められるのではないかと今思うんですが、町長、その辺どんなふうに思いますかね。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 国策で農業というのはころころころころ変わって、実際私も農業を少しですけれどもやっていますけれども、一番戸惑っているのは農家をやっている方々であって、その方々はその政策が変わるたびにいろいろ悩んでやってきていると。農政の農というのは悩む悩ではないかと私は思うんだけれども、変わっていると。今、今度アメリカがああいうふうになって、TPPに参加しないとなって、じゃあどうなんだ。そういったところもある。ただやっぱり我々地域で大体松島町の農業をやっている平均年齢というのは私ら年代だと言われてますね。ということは団塊世代、団塊世代が今頑張ってよくこの議員がふるさとの農業、ふるさとの地域づくりとかって言いますが、やっているのはその年代なんです。その年代があと10年たてば75以上になってくると、そろそろちょっといろいろ大変なときになってくると。そうした場合に松島町の農業どうなんだろうかというときに、ですからあえて移住して農家をやりたいという方もおられるかもしれないし、そういったところのバランスをつくらなくちゃならないかもしれないけれども、今回手樽干拓が、ああいうふう

に集積して今度やるようになりますけれども、そういう地域で進めなくちゃならないところは進めなくちゃならないし、また農村、漁村風景と言って、その言葉だけで農家を維持していくというのなかなか難しい時代に入ってくるんじゃないかなと思うんですね。ですからよく月が100畝ほどの小さな田んぼが美田だったりする場合もあるかもしれませんが、じゃあ松島町全てそうかというところでもないで、これは新しく新年度で今度農家の支援ということでそういった方も考えますけれども、そういった方と一緒に国の方針は施策としてやっぱりのっとるところはのっとらなくちゃならないので、町の農家のこれからの対策について、例えば私たちの地域に行ったら全部荒廃していて、うちもだんだんだんだん少なくなって、いつの間にかそこから地域がなくなっているということにならないように、今後いろいろ計画を考えていきたいと思います。大変難しい問題だと思います。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私、手樽干拓ですか、今度圃場整備やられると、そのことに別に反対しているわけじゃないんですよ。ただお話聞いたら2町歩ですか、ものすごいでっかい田んぼつくるんだなと思って、管理される人はかえって大変だろうなと、こんなふうに思っておりますけれどもね。ただ基本的には農家の皆さんが田んぼを管理しやすいようにしたいと、そういう思いは当然あるのはわかりますし、そういう方向で圃場整備がされるのであれば、好ましいことなんだろうと思います、それ自体はね。ただ余りにも大きくてどうなんだろうなと。結局農地を集積するために進められている事業になってはいいのかなと。結局今お話あったように、高齢化、そして担い手がいなくなっている状況、だから集積をするんだという理屈になってきているわけですよ。ですけども、じゃあなぜ高齢化して担い手がなくなったのかというと、農業そのものに魅力がなかったからですよ。そこからきちんと収入を上げて、そしてそこで生活できるという保証がなかったからそうなるんじゃないんですか。私はそういう意味でやっぱり今までの農政のあり方がきちんと見直されるべきだと思いますし、そういう中で今この担い手がなくなったということで、少なくなってきたということで農業委員会法も変えて、農地もどんどん集積してやっていきましょうやと言うのでは、やっぱり農村地域は崩壊せざるを得ないと思うんですよ。だって農業やる人がいなくなるわけですから。そこに住んでいる必要性がなくなっていくわけですよ。本当に農村の風景がいいから、田舎の風景がいいから住んでみようかなという人はいるかもしれないけれども、そこで生活する必要性がなかったら、そこには住まなくてもよくなってわけですよ。そうすると人はいなくなっていくわけで、松島の田舎の農村の風景というのはどんどん変わって

かざるを得ないと。こういうふうになるんじゃないのかなと今思っているんです。そういう意味で景観条例もつくって、里山の景観も含めて農村の風景を守るんだと、こういうふうに言っている松島町、いいのかとそれで。こういう思いもするし、ここで討論みたいな話になっちゃったけれども、ぜひそういう意味では私はもっと農業そのものに手厚い施策といいますか、必要なのではないかなと思うものですからお話をさせていただきました。これ以上言うとうどうにもならなくなるので、この辺でやめておきます。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 私今、今野議員に答弁したのは、全て集積すればいいという意味じゃなくて、例えばじゃあ個人の金、それからもしくは自治体のお金でAという地区を集積して、今10人農家の方がいるんだったら3人か5人ぐらいでこれもグループつくってやっていったらというようなことで、援護資金もちゃんと出してやれば一番いいのかもしれませんが、なかなかそこまでは難しい。それでたまたま手樽の基盤安定化整備事業についても、今さらかと言われましたけれども、とにかく津波によっての最後の宮城県では集積地域ということになって、何とか入れてもらった。それでつくっている方々に聞くと、今の機械はかなり大きい機械が多くなっていますので、2町歩ぐらいはもう簡単なんだそうでありまして、私はちっちゃいトラクターしかないから居眠りするかもしれませんが、今の方々は大型農業という方もいるので、全てがそういうことじゃなくて、だからそういったところはそういった地域で、それからそうでないところについては町としてやはり今の現状風景をどういうふうにして残していったらいいのかというものを、やっぱりそういった意味でいろいろな作物についても検討していく必要があるんだろうと思うんです。一番は農家で生活ができなくなったことが、さっき言った米価の問題、これが米価が昔のように戻るかと言ったらもう戻らないと思いますので、今の段階でどうやって生活していくのかということを考えれば、いろいろな施策をきちんとやっていかないと町としてもだめだというのは認識しております。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。（「なし」の声あり）なしの声があり、質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。今野 章議員。反対の討論を許します。

○8番（今野 章君） 今いろいろ質疑もさせていただいたわけですが、今の町長のお話でも理解はするわけですが、今回のやっぱり法改正というものについて、どうしても疑問を私は持たざるを得ないと、こんなふうになら今思っているわけです。

先ほど質疑の中でも話しましたように、松島の農業も大規模な専業農家であるとか、中小の専業、兼業の農家、あるいは自家米をつくる小規模の自給型の農家、こういったさまざまな形態、そういうもとで担われてきたんだと思います。農村はこれらの農業者とその地域に居住する方々、皆さん方が協力をし合って集落としての機能が発揮をされ、守られてきたんだと思います。しかしながら先ほどもお話ししたように、低米価を押しつけるなど農業をないがしろにするこの政治が長く続いてきたと。そういう中で高齢化や後継者不足、担い手不足が深刻になってきたというのが今の状況ではないかと思えます。そうした中で地域農業や農地を維持することが大変難しくなっていると、こういうふうにも今思うわけであります。

今回の農業委員会法及びそれに関連する法の改正によりまして、農業委員会制度の見直し、これは農業委員会の公選制を廃止をして、さらにその目的規定から農民の地位の向上に寄与するという、そういう部分を削除もしていると。農業や農民にかかわる意見公表の権限も奪ってしまっているということでもありますので、それに伴う新たな定数を定めるための条例改正は、法改正を追認するということにつながるものであると私は思いますので、その意味においてまず賛成できないということを申し上げておきたいと思えます。

また農業委員会は公選制のもとで農業者みずからが代表を選ぶことで、農地の守り手としてその役割を發揮をしてきたんだと思います。しかしながら農業委員を市町村長、町長が任命するということになれば、農業者の自主性を奪っていくということにもなるのではないかと思うところであります。改正によってこれまで農業委員会に期待をされてきた役割というのは、そういう意味では非常に薄れていくと、そして農地利用の最適化の名のもとに農業者に農地を手放すことを勧める体制、これが一層強められ、つくられるということが懸念されるのではないかと考えております。これはこれまで農地の番人としての役割を果たして、国土保全にも寄与してきた農業委員会制度の屋台骨を突き崩すものだと思うわけであります。農業者と地域に居住されている方々が協力をして守ってきた農地と農村、農村集落が解体をされていくということにつながると考えるものでありまして、賛成できるものではないということをお願いして反対をいたしたいと思えます。

○議長（片山正弘君） 他に討論ございますか。賛成の方の発言を許します。澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 1番澁谷でございます。本案に賛成の立場から討論に参加します。

今回の条例制定は、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法が変更されたこと及び農地利用最適化推進委員が新設されたことにより、本条例を制定するものであります。制度改正の趣旨をいたしまして、農業生産力の増進及び農業経済の合理化を図るため、

農業委員会の組織及び運営並びに農業の健全な発展に寄与するため、制度改正が行われるものであります。以上の観点から本案は賛成すべきものと思います。

以上です。

○議長（片山正弘君） 他に討論ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第1号松島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 松島海岸公園避難施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（片山正弘君） 日程第3、議案第2号松島海岸公園避難施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑、ございますか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） おはようございます。

第2号議案、松島海岸公園避難施設について質問いたします。

実はこの施設については今の議員さんほとんどの方わかっているかなと思いますけれども、大橋町長が誕生しまして、たしか平成20年、大橋町長が就任したのは平成19年。それで翌年度の初めての予算であそこの施設の予算が出たんですよ。ということはあの建物が大正時代で素晴らしい建物、特にガラス、そういうものをやっぱり保存しなければならない、そういう前町長の思いを込めて約3,000万、3,000数百万か、そういうもので計上され、私たちも視察に行きました。そうしたらずっと手をつかずに、この話は前議会でもやりましたけれども、そして今回の3.11。その復興事業の一つとして避難場所にするという流れでこのようになっているわけでありまして。あそこまでせつかくできたんですからね、活用していただければと、このように思うわけでございますけれども、あの施設、休館日とか何かというのはあります。その辺ですね、あそこは観光地の一角であれだけの建物があるというようなことで、一見見方にとすると素晴らしい建物ですよ。日本調で。それが避難場所ですよと言われれば皆

さんがえーっと思うかもしれません。しかし平常には何かに使ってもらわなきゃ困るわけですよ、運営するためには。そういう中で休館日というのがありますけれども、そういうことで条例上定めるのはいたし方がないと思うんですけれどもね。その辺、なじむのかなというようなことも含めて、ちょっとどのような考えか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 松島海岸公園避難施設に関しましては、前町長大橋さんのときにそういったことがあって、今回完成しているということなんですけれども、実際私も完成してから見に行っていますけれども、また施工中も行ってはいますけれども、大分傷んでおりました、建物だったなということは痛感しています。それはそれとして、今この間までリブランディング事業で若い人たちがここで何回か会議をやっていますけれども、その中で公園施設の名称というんですか、そういう長ったらしい名称じゃなくて、中央公民館が「アトレ・る」というように何か今名称も少し考えながら、そしてとりあえずことし1年は産観と話しているんですが、試行錯誤してとにかく避難施設というよりも観光地にある施設として使われないかと。避難施設というのは予算上はそういうことでもらっているのでも避難施設なんです、確かに。確かに40人ぐらいと言っていますけれども、それはそれとしまして、こんなこと失礼なのかもしれませんけれども、あのせつかくできた建物を観光地松島の中でうまく利用できないかということで、今担当課長等にいろいろ案を出させるようにしておりますので、その辺のところを課長のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 基本避難施設とはいえ、ああいった観瀾亭の近くに存在している建物で、今現在はクローズしておりますけれども、通られる方が必ず目にしてこれはどういった建物なんだろうというふうに通って行くのを時折目にしておりました。こちら、今まで8月末に完成して以降、条例を置かずに行政財産目的外使用ということで、町の事業だったりとか会議だったりして使って、今後どういうふうに使っていこうというような検討、また模索をしてまいりました。実際今年度が明けまして、新しい年度に明けてからはこういった貸館でより多く活用していただくように、条例を提案させていただこうということで今回に至っております。考えとしましては町の各種団体が催している事業がいろいろございます。例えば5月10月に開かれております五郎八姫だったり、あと団体で行っている寺町茶会等がございます。また町のほうで行っている松島こども英語ガイド事業もその一つでございます。そういった場所の拠点や使ってもらおう場所になっていただこうと。ただそれが毎日365日それ

を繰り返して使うような状態ではございません。ですので貸館を行いましてどういった使われ方が一番いいのかというのを自分たちも貸した上で判断して今後の活用につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことでこれから検討なされて、いい活用してもらえばいいんだと思うんですよ。やっぱり今町長言われるように名前ね。あの辺はやっぱり今町長言われるようにそのとおりだなと。名前を公募するなりそういうことで検討していただければいいと思いますね。

それからこの間私たち、あそこの完成で地元の行政委員さん含めて観光協会長もお見えになりました。それでご案内いただきました。久しぶりであそこ、本当にここ上がって、そうだなと、ガラスはこのガラスまだあったなという中で立派にでき上がりましたね。竹に雀の欄間もあったし、今度当委員会の現地調査はそこに行くというようなことの方になっておりますが、私課長にもあのとき言いました。あの建物、総工費は幾らですか。改めて。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 全ての設計業務から何から全部含めると1億463万2,000円、総事業費となっております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 1億円、コストというような、追加予算も出てあそこの屋根の修理おかしんじゃないかなと、私質問しましたんですけれども、1億円を超すという建物であります。そしてご案内されて木戸を開けた、私そこで一番感じたのは、あの石畳。あれは何事だと。こういう建物にあのような急勾配のあの石畳。ああいうつくり方はプロの設計家がやったのかどうかということが非常に疑念でした。あそこでお茶会や五郎八姫物語、それで子供の英語、そういうものをこれから検討していくと、それが評判になればもっともとお茶会とか何か、私はあそこ使うと思うんです。いいですから。その中にあのような急勾配に上がって行って、丸い石がありまして、その周りに玉砂利がありまして苔が栽地されていると。あれ誰見てもあの石、危ないなと。特に雨など降ったらつるつると滑って怪我したら誰が責任とるんですか。その辺の工事のほうまでちゃんと見て、設計なされ施工されたのかなということが非常に私疑問で心配になりました。それでその後担当課長、その辺ご協議なされたの

かどうか。いや、これからだよと言えばこれからで、その辺で答弁願います。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今の議員さん言われた、開けたら石、踏み石ですね。確かに使う方、利用されることを考えた場合に、設計屋として見た目はいいのかもしれませんが、利用面からみたら大変これちょっと危ない、危険。雪でも降っても凍ってもということが考えられるということで、いろいろな方から今言われたようなご意見いただいていた。このことについては担当課、産観なんかも含めてみてちょっとこの辺はだめだねとか、そういう意見もちょっとありました。ちょっと私が見ても、んと思います。この辺のところはちょっともっと安全に、例えば平石、平らな石ですね。そういうものを並べていくとか、ちょっとこの辺のところは安全面に配慮した、あと利用する方の年齢とか、冬場、夏場いろいろあるかと思えます。そういうことを加味した状態でちょっとこの辺は内部的に検討させていただきたい。そういう話で今ちょっと内部でもおります。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今副町長のほうからその辺も含めて対応すると、検討していくというようなことになりますね。それで全くこの建物は昨年8月で完成したよと。そうすると支払のほうも完全に終わっている、完了していると。手続き上も。そうするとそれを工事するには町負担になるのかなと。その辺はやっぱり工事業者に何々、塩釜の何々工務店のほうに、追加工事もしたんですよ。あの屋根。町長もおかしいべと、あのときおっしゃいましたね、確かに。そのように追加工事をしながらまたこういう施工をやっているということになりますと、その辺は面倒みてくれと。そのようなことを言ったっておかしくないんじゃないんですかね。どうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず一つ言われております点もあるかと思えます。工事として完成してよろしいですと、松島町が注文した事項は施工されているということでまず一つ目あるかと思えます。それから実際供用してみたらこういうところにこういう不具合があったよということで、この辺はちょっと請負者の方と相談をさせていただくということで進めさせていただきたいと思えます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 終わってからこういうことなのではおかしいかもしれませんが、やっぱりそのぐらいああいいう1億円以上の建物をやっていって、こうやって誰が見てもおか

しいと思われるんだったら、やはり私が見たっておかしい、副町長もそうだと感じたということでもありますから、その辺は施工業者にもちゃんとしていただければありがたい。そういう施工業者というのはどこでも仕事やっているんですよ。当然施工業者のほうからこれは危ないですよと指摘をされなければならない。そういう建物だと思うんですね。その辺よろしくご検討ください。

それからこれも前回ちょっと話をしたんですけども、1、2年あそこを町で管理するとおっしゃいましたね。その後の管理、そのまま町でやるのか、または指定管理という方法もありますよ。そういう考えもあると思うんですけども、その辺の今の考え方を示してください。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） まず1、2年は直営でやろうと。もちろん指定管理は将来的にできるよという可能性を含みまして今回の条例の中にも盛り込ませていただきましたので、その直営で行っている中でこういった業者がいい運営をしてくれるんじゃないかというのを探していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございせんか。（「なし」の声あり）なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第2号松島海岸公園避難施設の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 石田沢防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（片山正弘君） 日程第4、議案第3号石田沢防災センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。色川晴夫

議員。

○10番（色川晴夫君） 石田沢、12月議会でも質問させていただきました。いよいよ前回の答弁では、あの施設ゴールデンウイーク前から開業というとおかしいんですけども、オープンするというご答弁でありました。改めてそのオープンの日は決まりましたのでしょうか。その辺含めてお願いします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今考えておりますのは、考えているというか検討していますのはゴールデンウイーク前、4月の下旬というふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 4月の下旬。桜、あの前後ともう言いましたね。去年はもう大混雑で駐車場足りなくて皆さんぞろぞろ歩いて行ったと。当然そのときも開放して使っていただくような方向を取ると思うんですけども、それで間違いないでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 進入路も含めて今それに調整してまして、去年あそこで大分桜の時期には混乱したということも聞いていますので、あその駐車場の利活用のことも今後いろいろな関係者の方と相談をしなくちゃならないかもしれませんが、一応桜の咲く前には全てオープンしていきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことであそこはあくまでも避難場所であると。そういうことでゴールデンウイークがそこから恐らく一挙にピークと。それでお手洗いもあると。大渋滞間違いないです。今45号線よりあの道路のほうが全く混みますからね。そういうことであそこは建物が地場のものも含めて検討されている。それから一番多いのが観光客の何ですかね、案内。案内業務。これがやっぱり一番多くなるのではないかなと思うんです。その対応を含めながらどのように考えていらっしゃるのか、やっぱりこの辺が一番最初が肝心です。ですからそういう問い合わせがあった、質問があった。そういうときに明解に答えられるような、そういう人たちの配置も必要ではないのかな、こう思います。

それからやはり延々と混みますので、ちょっと何か飲みたいとか何かあると。あればいいと思うんですね。その辺、あの業務の内容、どのようにワゴン車で販売すると。それであそこ、南郷の花野果、あそこを参考にして課長はやりましたということなんですけれども、その内容。もう間もなくです。大方そろそろ決まっているのかなと思いますけれども、その辺はど

うなんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） どういった人が従事するかということ、まず申し上げたいと思うんですけども、臨時職員の方でこれまでに観光に携わったことがある方、JRの職員だった方とか、うちの観光のほうにいた方、そういった方に携わっていただきますが、ゴールデンウィークは少なくともこの2人だけでは無理だろうということで、うちの職員も観光課の職員もタイアップしてやるようになります。それでゴールデンウィークは乗り越えていきたいというように考えています。

それから花野果市場の話を見せていただいております。全くそのとおりでございまして、あんなに成功している例をまねないわけにはいかないなということで、まねられる範囲でまねて、あそこで使っている改造型の備品があるんですが、それを購入しましてももちろん3月いっぱいまでこれが入ってくるわけですけども、それも使いながらオープンしていきたいというように思っています。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 備品はそのように何とかなるでしょう。問題は中に何が入るのか。何を来る方にご提供できるのか。その辺のことももう当然お考えだと思うんですよ。もう1カ月ちょっとですからね。あつという間ですよ。それから今課長がおっしゃいました。観光に今まで携わった方2人、またプラス町職員。大変申しわけないんですけども、安易に考えてはだめですよ。とんでもなく来ますよ。その日は。とんでもないです。あそこはメイン通りですから。ですから本当にこのぐらいいればいだろうという思いで対応すると、あそこを利用する方はプロだと思っているんですよ、皆さんを。その辺を安易に考えちゃだめです。ですからちょっと余分でないかなと思っても配置をしていただきたい、町長。そして初めての、先ほど言いました。この数カ月があそこ勝負。あそこよかったと言われるような施設になってほしいんです。せっかくなんですよ。どのように、また改めてお尋ねします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 目を追うごとに実はことしに入ってからいろいろなところ、松島町以外の方々からも松島に道の駅できるのか、道の駅と問い合わせされるんですけども、道の駅ですと答えられるのが一番本当によろしいんですけども、答えられないというのが大変なところであって、今色川議員が言われたようにどのぐらいの人が来て、どのぐらいの混雑するのか我々も想像できないところもあります。それにじゃあどこまで対応するように、今か

ら手立てを考えるかということが今問われているんだろうと思いますけれども、今ここまでの方をこういうふうにしますとなかなか言えませんが、貴重なご意見をということで今後いろいろ検討していきたいというように思いますので、逆に観光面をよくご理解されている議員のほうからも何かアドバイス等があればよろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今こういう意見もありますけれども、それはそれとして本当に万端整えて、何事の商売もそうです。オープンがその店の評判の本当に多くの部分をパーセント占めるわけですよ。ですから何回も言いますが、そのゴールデンウィーク期間中、本当に万難を排して皆さんをお迎えしていただきたい。ああ、思いのほか来なかったやと。それはしょうがないです。天候もあるいろいろな事情があります。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。そういうことでやはりああいうところに入る場合、やっぱり地元のそういう業者がいるわけでしょう。農業に携わった方、漁業、一次産業の方。そういう方にもせっかくの建物利用してほしいなと思うわけですよ。その辺そういう一次産業に、それから二次産業に携わっている人の意見を聞きながらとか、今までどのようなそういう活動をやってきたのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 石田沢防災センターの建築に伴いまして、いろいろ運営等と関係機関、産業観光課等々と打ち合わせをいたしまして、実際あそこで物を売る場合、販売する場合、地場産品を売る場合どうでしょうということでのお話を差し上げたところ、実際周年、1年間を通しての物の提供というのはなかなか厳しいのではないかなというようにお話もございまして、実際に町のほうでもまつの市とか産業まつりとかいろいろイベントがございまして、そういった際の商品の提供、そういう部分であれば可能だというようにお話もいただいておりますので、今後スポット的にそういうイベント開催の際には町の地場産品等々をその場で販売していただきまして、常時併設ということとはなかなか施設のにも難しい部分もございまして、イベントごとに提供いただくというように流れで今考えておりますし、各関係団体とも打ち合わせをしているというように状況でございまして。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今これ一番最後に質問しようかなと思っていたんですけどもね、今イベントごとのああいうことって言ったよね。イベントごとな。そうすると今町民のあそこを

通る方の関心ごとは松島はあそこですよ。今町長言われるように、答弁、道の駅できるんですか、常設だと思っているんですよ。常設。それで何か利用される方、そこでお買い物もできるのかなど、いや違いますよと言っても、もう町民の皆様は私がお会いするのは1人2人3人ですから。町民の皆様は全町で話しているんですから、だーっと。そういうふうになって、だから最初肝心だって言ったんですよ。最初からある程度きちっとやっていると、何だべあそこはと。あと何ぼ頑張ったって行きませんよ。そこなんです。そして最終的には指定管理者までもっていきたい。悪評判立ったところに人は行きません。その辺なんです。ですから最初のゴールデンウィークが多分大切なんだよと。ですからそういう一次産業とか何かの人が携わっている人にも応援いただいて、せっかくのもの使っていただきたい、利用していただきたい、そういう気持ちが大切だと思うんですよ。その辺もう一度、しつこいようですけれどもお願いします。（「防災センターじゃないの」の声あり）防災センターわかります。わかるんです。だから私言っていたんじゃないんですか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 本来ならばもう4月のいついつからやって、例えば桜祭りでもやるよと。西行戻しの松のところですね。その駐車場がこういうところにありますよみたいなことで流せば一番いいんでしょうけれども、そういう年間を通していくと本当に難しいと思うんですよ。人の問題、それからある一定の業者さんと決めておかないと継続的なものはできないと思うんです。ですから1年目、いろいろなことをやりながらというふうに、言葉悪く言えば模索しながらというふうになるんですけれども、やっていかなくちゃならない。ただ出だしが肝心だという議員のお話は確かにそうでありますので、その辺についてはまだ約1カ月半ぐらいありますので、きちっと精査をしてやっていくようにしたいと思いますので、よろしくどうぞお願いを申し上げます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そのように赤間危機管理監のほうがお話しされるということになると、私ちょっと考えていたのと違うなと思ってね。実はやっぱり期待込められているあの建物なんですよね。それでせっかくの開所日というんですか、オープンの日にはあそこ皆さんに利用していただきたいと思うので、セレモニー的なものを考えていったらいいのではないのかなと、こういう質問書いたのさ。書いたんです。そういうふうになるとやっぱりちょっと違ってくるのかなと。皆さんさっき言ったように避難場所である。十分にわかります。その維持管理費が1,400万。総務課長言いました。ナビの予算書では1,500万になっています。そうい

う中でその1,500万、毎年毎年かかるわけですよ。時間たつごとにもっとかかるんですよ。その管理費を生むためにもやっぱり有効利用しなきゃだめなんですよ、建物は。ですからオープンの日には何かのセレモニー的なものというのは考えられないものでしょうかね。どうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 総務課長。

○総務課長（亀井 純君） セレモニーは考えております。今までお話にもありましたように、これまでもお話ししてきましたように、この目的というのが防災センターの目的なもので、これが自由に何とかの駅のように使えるのはもうちょっと待ってくださいという話なんです。それまでの間にスポット的にイベントとして直売だとかそういったことをやっていくのは許される。その許される範囲でそういったことをやっていきたいと思います。1年2年たったときに道の駅の機能を持ったような施設にはなっていくだろうというようには考えております。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） これで最後です。最後にこのインフォメーションじゃなくて一番最後、会議室ですね。会議室。使用する際もちろん事前の申し出が必要であると。それでこの開館時間、使用時間というのが9時から5時までとなっていると。防災センターの使用時間ですね。それで毎週水曜日休みだよと。そういうようなことになっております。そういう中でこの開館時間というのはその会議室や何かの、それから特別な事情があれば当然変動すると。延長もあるよというようなことで、あるとは思いますが、特にこれから日が長くなる。非常なる繁忙期のとき、観光客ですよ。5時というはまだ昼間です。ということで早速、ゴールデンウィークから始まるということなんですけれども、その辺は5時じゃなくて6時とかその辺まで対応できるような、そういう気配りが必要ではないのかなと。当然七夕、お盆、3連休。そういうときもかなりのお客さんが道を尋ねたりそういうことがあるわけですから。どうぞその辺ご検討いただければなと思っておりますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） そういう時間帯はちょっと少し考えさせてください。そして今ここだけじゃなくて松島海岸通りの商店街も全ての方とは私言いませんけれども、ある若い方々は今の時間を30分から1時間遅らせようという動きも出ているんですね、閉館時間。今はもう4時半とか日が短いと4時半、5時。もう閉めちゃう。そこをもう30分。もしくは日が長くなったら1時間開けようやというのがリブランディングでここに来ている若い人たちの考え方

なんです。そういったものにある程度こういったところも合わせるときは合わせながら、一緒になって考えていきますのでよろしくお願いします。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） じゃあ防災センターということで、防災面のほうの部分で、東日本大震災の松島の被害ですとか、そういう部分も説明とかパネル展示というふうなのが多分必要になってくると思うんですけども、それを説明する説明員というのはどういう状況になっているのでしょうか。ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。いいんですか。赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 防災の伝承ということで、パネル等々の展示する部分をコーナーを設けますけれども、当初インフォメーションの部分も含めた臨時職員の方に事前にオープン前から研修という形でその部分を学んでいただきまして、対応できる部分はその辺で対応させていただきますけれども、対応できない部分に関しましてはちょっと町のほうで職員のほうがその辺の対応を考えるということで、今現在ちょっと検討中ということでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） できましたらそのオープン前にしっかりとしたそういう調整をして、こういうものですよというものをきちんとできるようにしていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第3号石田沢防災センターの設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。11時20分まで休憩といたします。

午前11時6分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第5 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第5、議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり） ございませんね。なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第6、議案第5号松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり） ございませんか。なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第5号松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正については原案の

とおりの可決されました。

日程第7 議案第6号 松島町交通安全指導員条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第7、議案第6号松島町交通安全指導員条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今回は今まで65歳までだったということ、それを外して65歳以上まで大丈夫ですよ。ご希望の方はどうぞお入りくださいと。何歳ぐらいまでなのかと。その人の健康状況によって70でも80でもバリバリの人はいっぱいいますよ。そういう中で大方大体どのぐらいの年齢をみているのかなというようなことをまず1点伺いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 目安として70なんですけれども、入隊時にですよ。今色川議員おっしゃったように、健康状態とかそういったものを十分考慮させていただきながら決めさせていただきたいと考えております。ちなみに下は18歳で、18歳は運転免許を取れる年齢ということで考えております。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今本当にここに櫻井議員も隊員の一人で活躍されております。こういうふうにしてもやっぱり非常に苦しい状況の中であると。しからばこの一部改正やりまして65歳以上、恐らく隊員の人を見るとそれに近い人たちもいるんですよ。ですからその人たちに引き続き活躍して活動していただきたいということも含めながらの条例改正の一部かなと思うんですけれども、これによって今の隊員以外に入ってくる可能性というのは期待してこれ条例つくるんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 金曜日にご説明したのをもう一度読ませていただきます。

○10番（色川晴夫君） 済みません、いいです、もう1回。

○総務課長（亀井 純君） 65歳以上で入隊意欲のある方。この方は65歳を超えているんですけども、だめなんでしょうかということでおいでになった方です。別の団体で事務局などをやっておられる方でございます。それから住まいはほかの自治体であるものの勤務地が本町ということで、入隊を希望している方、この方もいらっしゃるしまして、最近この2人の方から入

隊の意向というものをお示しいただきましたので、私は条例の改正の説明原稿に使わせていただいたということでございます。

○10番（色川晴夫君） よろしくお願ひします。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございせんか。（「なし」の声あり）なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第6号松島町交通安全指導員条例の一部改正については原案のとおり決せられました。

日程第8 議案第7号 松島町下水道条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第8、議案第7号松島町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。今野 章 議員。

○8番（今野 章君） 温泉汚水の料金の引き下げると、こういうことでありまして、ちょっと説明でも出てこなかったかなと思うんですが、実際にこの条例改正によってどれぐらいの減額率、引き下げ率ですね。と減額になるのか、導入前に比べて、その比較を教えていただければと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 担当している水道事業所長より答弁させます。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） まず温泉、この温泉汚水についてこの条例改正ということで、減収ということですが、資料、追加資料ということでお配りしております。その分で現在の9施設との比較ということで、今回改正案で約40万ぐらい減額ということで、あくまでもこれは月でございます。それに伴って約40万で掛ける12ということで、これはあくまでも平均ですので、マックスで約50万ということで捉えるとマックスだけで捉えると。月50万

と捉えると年間で600万、消費税云々かんぬんということで、あと各施設が各月であくまでも平均で出しているもので、上がったたり下がったり量がしているということを見込むと700万から800万ぐらいの年間としての減収が見込まれるということをございまして、議会全員協議会のほうでもちょっとお話ししましたが、年間で大体概算として1,000万程度の減収が見込まれるということで、町のほうでは思っているところをございます。

あと引き下げ率ということでございますが、トータル的な話になりますけれども、おおむね温泉汚水だけをみると約30%弱ということの引き下げ率となるところをございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。引き下げ率ということで言うと今50トン超えが145円のところを105円でありますので、ここの大比率が引き下げ率として反映されるということで考えればほぼ間違いないのかなというふうには思いますので、計算すると72.4%ぐらいと、こういうことで28.6%の引き下げ率と。こういうふうになるのかなと思っておりますけれども、ほぼそういう見方でよろしいでしょうか。そこだけまず。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） そのような見方でよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それで今どれぐらいの減収になるのかということをお聞きしまして、いろいろな数字が出てきました。大体600万円から1,000万円ぐらいの間で減収になると。最大で1,000万ぐらいの減収になると、こういう答弁だったのかなというふうに思います。それで27年度の成果説明書を持ってきてまして、下水道のところを見てみました。そうしたら現在の水道事業の維持管理費は2億31万7,000円だと、こういう数字が出ておりまして、ここが維持管理費がそのぐらいで料金収入も大体たしか同じぐらいの収入になっていたと思うんです。使用料収入が2億1,372万9,000円と、こういうことでほぼ下水道の管理費と収入が均衡すると、こういう状況になっていますね。結局温泉汚水を引き下げることによって減収として最大で1,000万円程度見込まれると。こういうことになりますので、水洗化戸数が3,300戸ということで1戸あたり減収分として年間3,000円前後になるのかなとおもいます。そうしますと維持管理費のほうはこれからどういう状況になるかはわかりませんが、減収ということで維持管理費の維持に当たる場合にその減収分についてどういう対応をするのかということが

あると思うんです。住民負担に最終的にもっていくような形にはならないなど。こう思っているわけですが、その辺の下水道の料金収入の減収対策ということについて町として何か考えていることがあれば、それについてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 私からこの減収対策ということで、11月の全員協議会でも私及び副町長申し上げたとおり、経費節減といっても約1,000万の経費節減は非常に難しいということもございまして、できる限りの部分の経費節減ということは、消耗品とかその辺になるかと思うんですが、維持管理はどうしても経費節減とする部分にはできないということで、この減収分については一般会計からの基準外繰入ということで対応ということで、こちらについても基準内、基準外ということではあるんですが、このような形で基準外繰入をしていただかないと下水道特会の予算、いわゆる下水道事業の管理ができなくなるということで、水道事業所としては一般会計からお願いしていくというような形になるところでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。それで一般会計から繰り入れるということなんですが、その辺の基準と言いますか、どういった考え方に基づいて繰り入れをしていくのかという方向だけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 下水に繰り入れの仕方としましては、汚水部分ということなので維持管理費については使用料で賄うのが本来なんです、それでは足りないということで、下水の維持管理費といいますと、元利償還金も含まれています。これの中で起債で起債を借りる、資本費平準化債とか財源補填があるんですが、それも補填しきれない部分というのは当然あるので、その不足分に関しては一般会計から出していくという形でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それは償還分に充てる計算は計算であるんでしょうけれども、いわゆる温泉汚水で減収する分というのはあるわけですね。でしょう。今回はね。その部分を繰り入れる計算式というのはどういうふうにするんだということですよ。例えば今1,000万ぐらい減収するだろうと、最大で。だけれどもお話を聞いていると600万ぐらいから減収するんだよとこう言っているわけね。だから毎年度その繰り入れする額を計算して多分入れることになるんだろうなと思って私は質問しているわけですよ。毎年度1,000万も定額で繰り入れるという

のであれば、それはそれでおしまいのお話なんですけれども、それはやっぱり一定の年度年度ごとの計算式で繰り入れるんだとすれば、どういうことでその減収分を繰り入れるのかというところをお聞きしているわけです。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 一般会計からの負担、繰入金ですね。これは今財務課長からこういうものに充てますよというのは一つのルールです。ただ実際の繰入額の計算のときは予算組んだりして管理費、起債、その他もろもろで簡単に言うと足りない分、わかりやすく言うと、そこにはいろいろな計算式があります。部分的にその減収したから足りなくなったということも数字上で言えばそうなるかもしれませんが、基本的にはいろいろな起債とか借入れのものを差し引いて勘定して、不足に生じたものについては繰り入れをすると、いろいろなルールがありますけれども、という基本的な考え方です。そこに基準外繰入とか、雨水なんかもありますから、そっちとまた別に考えなくちゃいけないんですけれども、そういう形で簡単にわかりやすく言うと、不足、本来下水ですから本来は自分でというのはあるんですけれども、ただ借金はありますのでその辺の試算をし、予算を見、不足については一般会計から負担をしていると、そういう形になります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 一般会計から繰り入れしてもらうのは当然そういう方向で、減収分補填するというのはわかるんですが、ただ、一般会計から繰り入れすることになると、町民税がそのままたぶち込まれると、こういうことになるわけでしょう。例えば新年度の予算を見ると、入湯税がかなりふえていたのかな。というふうに見たんですが、そういう入湯税の部分で、私は定額なら定額でもいいかなとは思いますが、繰り入れをすとか、そういう考え方はないのかどうか、その辺はどうなのでしょう。入湯税って何か税額引き上げの話もあったと思うんですが、引き上げたんですけど。その辺の考え方も含めてどういうことなのか聞きたいと思います。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず最初に入湯税、その維持管理に充当できるかという話、これはできます。ただ額は多分そのときの年度で入ってくる入湯税の額と他の入湯税に係る歳出とそこをみでの調整になります。ただ現実として入湯税も該当しているという形になります。

○議長（片山正弘君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今野議員が一番聞きたいのは入湯税をいつ上げるんだという話なのかな

と思いますけれども、入湯税の中で浄化センターの経費に使える分あるので、それはそれで入湯税の中から今4,500万ぐらいでしたか、入っていますので、ことしは議会のほうでもインバウンド、インバウンドって大分広報していただいていますので、観光客ができるだけふえて温泉を利用する方が4,500から5,500ぐらいになっていただければ、それはそれで言葉上プラスマイナスゼロぐらいになるんですけれども、できるだけそういうふうにもっていきたい。それから入湯税の値上げに関しましては、正直申しまして去年の10月に要望書を出した方とお話を申し上げて方向性をちょっと確認したと。それで会長とすれば個人的なことは言えないので、組合の中で町外の方もいるのでね、経営者が。そういった方々のご理解をもらって方向性を示したらいいのではないかとということで昨年11月から正直言って歩かさせていただいています。そして近々ですと2月にも、実は3月に本当は条例改正案出したかったんですけども、なかなかやっぱりそこは温泉を、ホテル側とすれば半年から1年ぐらいと実は事前にほしいというふうに言われているんですよ。それは対ユーザーというんですか、JTBさんとかいろいろなところの関係上、そのぐらい欲しいんだということで、それでこの間2月28日に温泉組合のほうで会議を持たれたようでございまして、私のほうは1回通告しないとだめだろうなと思いましたが、正直申しますと10月から上げたいんだということでちょっと出してみました。2回目に回ったときに2巡目で出させていただいたと。それで一応その回答は、反対はしないんだけどもう少し時間をくれという回答をもらっています。あとで出してくださいと言えば出しても構いませんけれども、そういうのを組合のほうからもらっていますので、今後一般住民の方からの税金が全てそこに投入されるんだという捉え方じゃなくて、入湯税を何とか利用するお客さんとそれから税収の税の値上げと両方の面から町としてもいろいろ考えていきたいと思っています。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。ぜひ今町長答弁ありましたような方向で考えていただきたいなと思っております。それでもう一つ気がかりなのは、温泉を使うことによって水道水の使用水量が減ってくると、こういう関係もあるわけですよね。これを見ますと水道料金、これ資料出していただいたんですが、水道使用の料金でこれもふえたところもあったり減ったところもあったりで大変なんですけど、水道の使用水量がこの27年と温泉開始前とでの比較でふえているところがあるんですよね。これ多分私の解釈ではふえたところは温泉を使ったことによって、お客さんがふえて多分水道使用量もふえてきたんだろうなと。そういう解釈です。それから大きく減っているところは多分大型のホテルで節水と、それから温泉のやっ

ぱり利用によってこういう大きな減額が生じているんだろうと、こんなふうに今思っているわけですが、いずれにしても金額で2,700万円ほどこの料金収入が減っていると。こういう形になっているわけですね。そういう中でこの口径別の水道料金の比較表を出していただきましたけれども、いわゆる一般家庭の13ミリ、20ミリと大口の25から100ミリ、こういったところでの料金収入対比を見ますと、ほぼ一般家庭の分が全体の55%で税込みのほうですけどもね。大口のほうは45%と、こういう数字になっています。松島町の水道事業の考え方としては、この水道料金収入、大口と一般家庭の関係で50、50ぐらいに保とうじゃないかというふうにしてきたような気が私はしているんです。そういうところからいくと、それぞれ5%5%で10%の開きも出てきているなど。こんなふうに今みえるわけですね。そういう意味でこの辺の見直しなども本来必要だったのかななんて思ったりするんですが、その辺についてのもし、きょうの議題からちょっと離れますけれども考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 水道料金が施設によってふえているところ、減っているところがある。今まで温泉でなかったところがローリー車等で温泉を運んで温泉ということで使われているホテルもございます。そういったところは正直言ってお客さんが伸びているかと思えます。お客さんが伸びれば1人泊まれば200リットルとか250リットル使うわけですから、当然ふえてくるんだろうと。ただそれが税収どのぐらいはね返ってくるんだと言われると、ちょっと今私はよくわかりませんが、ただそういう理屈にはなっている。

それから震災以降ずっと松島町に泊まってくれるお客さんは実数でつかんでいるんですけども、逆に27年から28年にかかっては下がっていると。今27年がたしか63万ぐらいだったのが今61万とか62万に下がっている。だからなかなか宿泊客が伸びない。そういったところもあって大型というか、そういうある程度の施設に関してはもう少し宿泊率を高めたいというふうに思っているだろうと思っています。

それから水道料金、これは二市三町でもずっとみていますけれども、松島町は高いと。正直二子屋始まる前にこの事業、私やめられないのかと。やめて安くする方法はないのかとちょっと町内で私言ったことがありますけれども、これは自主の水源ということでそういうふうになりましたけれども、正直言ってじゃあ今初原どうするんだということを私は悩んでいますけれども、そういったことで余りこの水道料金のはね返りに、値上げをすればいいと言うんじゃないで、今野議員どうしても値上げしろと言うんだったらすぐ値上げするんですけれ

ども。なかなか値上げもできないという中で、ただ今私この立場で大変失礼だったんですけども、50：50というのは知らなかったもので、今後ちょっと参考にさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 知らなかったと言えば知らなかった世界なんでしょうけれども、松島はやっぱり観光地ということで非常に最大配水量大きくとっているんですね、他市町村と比べてもね。今どうだかわかりませんが、この第8次拡張工事やった時点では1万2,000トンぐらいの最大配水量があったと、こういうようなこともあってそれを確保するためのやっぱり水道施設の整備と、こういうものをしているわけですね。こういう観光事業がなければ多分普通の町であれば、松島はその当時でも8,000トンぐらいの最大配水量があれば間に合ったのではないかと思うわけですが、いかんや観光地ということもあってそういう大きな設備投資をせざるを得ないと、こういうこともあって水道料金の考え方を多分50：50ぐらいに設定をしようじゃないかと。こういうことで来ていたのではないかなと私は思っていたものですから、ここの比率が大分違ってきたなど。そういう意味では一般家庭の料金負担が重くなっているのかなという意味でお話をさせていただいたわけです。別に水道料金を上げろと言っているわけではないので、ただこの比率を見直すということになれば大口のほうが、若干水道料金の引き上げになるような仕組みにしていかないと、松島町の水道料金の考え方等はちょっと違ってくるのかなと思ったものですからお話をさせていただいたということで、いずれにしても今後は今お話にあった二子屋浄水場の建設等々も含めて、これからの負担分というのは相当出てくると思いますので、そのうち町長のほうから何とかしなきゃだめだと、こういう話は出てくるんだろうなとは思いますが、今後の見直しをするに当たっても考え方としてそういうものをぜひ貫いていただきたいなど。50：50という考えを基本にしながらか進めていただきたいなど、こんなふうには思ったものですからお聞きをした次第でございました。

以上でございます。終わります。

○議長（片山正弘君） 他にございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第7号松島町下水道条例の一部改正については原案のとおり決せられました。

日程第9 議案第8号 権利の放棄について

○議長（片山正弘君） 日程第9、議案第8号権利の放棄についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第8号権利の放棄については原案のとおり決せられました。

日程第10 議案第9号から日程第22 議案第21 指定管理者の指定について

【集会施設：松島区・高城区・本郷区・磯崎区・手樽区・北小泉・下竹谷地区モデルコミュニティ推進協議会・北小泉区・下竹谷区・上竹谷区・幡谷区・根廻区・初原区・桜渡戸区】

○議長（片山正弘君） 日程第10、議案第9から日程第22、議案第21号までは集会施設の指定管理者の指定に関する議案であり、関連がありますので提案の段階で一括議題としております。質疑についても一括して行いたいと思いますが、この件についてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり異議なしと認めます。質疑に入ります。質疑、ございますか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今回のこの指定管理者について、管理人手当というやつですね。最高で8万円からない施設ということもありますね。説明受けましたんですけども管理人のゼロのところは区でやっているから大丈夫ですよというようなこともある。ほとんどの指定、今

度の場合は避難施設の場合は全額どこも皆さん管理人の制度入っておりますが、集会施設の部分ももらっているところともらっていないところがあるというようなことがあるということもあって、こういうの一定の何か基準というんですか、最終的には今までもらっていないからもらわなくていいというようなところと、やはり同じ管理をすると、建物。地区の皆さんの。そういうことでありますから、やっぱりこの辺は一定の基準というんですかね、大変皆さんこういう地域のためにやっていただく、管理をしていただくということなので、一定の基準があってもいいんじゃないかな。大体8万円からひどいのは1万とか2万ですもんね。避難場所について。こういうことは区の行政から要請があつてこうやって決められると思うんですけれどもね。その辺も含めて、それから集会施設も含めてやっぱりある一定の基準というのはクリアしながら設けて指定管理人手当というのを設定したほうがいいのではないのかなと思っておりますが、どうなんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 指定管理制度の本来の趣旨とは違いますよね、そうすると。この施設を我々が管理するのにこのぐらいのお金をかける。管理人費についてはみんなで順番にやるのでこれは取らないようにしましょう。その分例えば区で使うときにお安くしましょうね。電気代を安くしましょうね、ガス代を取らないようにしましょうねという工夫をしていくわけですよ。それで皆さんで合意をしてゼロのところもありますし8万のところもあると。8万のところは簡単な清掃までやってくださいねという話も入っている話でして、ですからその施設施設で使用の形態が違う。それを画一的にやるというのは指定管理者の制度とはちょっと違ってきてしまうので、私どもとしては余り積極的には考えていません。ただ、今回各区でどうなんですかというお尋ねを申し上げたのは、計上し忘れかなとか払っているんだけれどもこの計画書に乗っけてこなかったのかなとか、そういったこともありまして我々としてはご連絡申し上げて聞いたんですが、これはもともとこういうふうに使っていたからさというようなことでご回答いただきましたので、ああそれだったらわかりましたということで今回の提案に至っています。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それはそれとしてわからないこともないんです。そういうことでね。ただ、全くゼロでいらんよと。それで今度の避難場所については松島の場合8万円なんですけれどもね。一番飛び抜けてどんと高いわけですけれども、そういう中でやっぱり集会施設なんです。本当にいらんよというところ、ですから一つの一定の基準というのは面積割とか

それから人口割とかそんな感じでもって、それなりのものを検討していったほうがいいのではないかなと。いらないうんだけれども、どうぞこういうもので維持管理に使っていただけませんかというようなことも含めて、財政がないのは大変わかりますよ。今度もものすごくふえているんですから。ナビなんか見ても途方もなくふえています。そういうこともあって、これを地域の皆さんが丁寧に使っていただくようなということも含めながら、その辺のことを検討いただけないかなということなんです。もう1回。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 管理人手当を取っていないところは、比較的利用者数が少ないところ。それから有料での利用者数が少ないところ。こういったところが管理人手当を使っていない。逆に言えば区での利用、行政区での利用が中心になっているところと推察されます。そんなところで管理人手当というものを面積平均でとか、面積合わせてとか、それから使用頻度を合わせてとやることが正しいかどうかというのはあるんですが、せっかく色川議員から検討しろということですので、私もあと1年しかありませんが検討はさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ぜひ前向きに。終わります。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 指定管理料の算出方法なんですけれども、説明を受けまして納得するところはあるんですけれども、高城コミュニティセンター、集会施設と24号のあの白萩長田ですかね、避難所ちょっと区別はあるとは思いますが、大体同じような算出方法だったのではないのかなと思うんですけれども、それにしても管理費用が14万ほど違うのに対して指定管理料がほぼ同じというのはちょっとどういう感じなのかなという感じをしております。電気料金25%補助ということでもありましたけれども、それにしても4万5,000円ほど金額的には変わってくるんだと思うんですけれども、ガス料金と高城コミュニティセンターはガスとか使っていないんですけれども、その分の基本料金も含めた形で算出されてもよかったのではないのかなと思うんですけれども、そこら辺どうなっているんでしょうか。ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 非常に細かい質問をいただきまして、高城コミュニティセンターはもう議員おわかりでしょうけれどもガスがない。オール電化の施設でございます。部屋も大

きさは似ていますが、ちょっと仕様が違う。これをほかの同規模のところと同じように比べるというのはちょっと無理があるかなと。実は私どもとしては並べては考えてはいたんですけれども、でもそうは言っても全体的に27施設を矛盾のないようにしましょうやということで考えていきますと、例えば基本料金を除いた分の電気料使用料のうちの25%をみて差し上げるとか、ガス料金の基本代金をみて差し上げるとか、そういったことでやっていったほうが矛盾がなく出ていきますよねということで算出していきました。個々の事情をやっていきますとお金がどうなるかはわかりませんが、ちょっと矛盾というか数字上の矛盾は出てくる、出てきていましたので、こういった一律25%とかそういったふうにしたほうがより説明がつくなということで、今回そのまま入れさせていただいたというところです。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ちょっと管理料の部分で、15万ほどの差が出てくるものですから、大分区のほうにも負担がそれだけかかってくるのかなと思っておりまして、料金体系もこちらのほうは片方高い、この区分当たり1,500円、磯崎のほうは1,000円という形になって、使うほうとしても、じゃあ磯崎使おうかということがちょっとありまして、高城高いから使わないという団体も何か聞いておる次第でございます。そうしてくると何かちょっといろいろな使用面でも高城がなかなか使われなくなっていくのかなという部分も考えられますので、そこら辺のほうはちょっとどういう考えなのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 利用料金が違ってくるのはやっぱり皆さんの選択だとは思いますが、それはもう仕方がないかなと思うんですが、高城コミュニティセンターにつきましては、結構施設の利用料ですか、こちらも入ってきておりますのでやっていけるとは思っております。今本当に見た目ですけれども完全な黒字になっていまして、頑張っているなということの評価できる施設であります。ただ、磯崎とは若干高いということはあるんですが、これは区の考えということですので、しょうがないところですので、そういったことで皆さん締めるところは締める。頑張るところは頑張るということをやっておられます。今回25%電気代を私どもでみていますが、75%は地元で負担ですので、その辺はやっぱり省エネに心がけていただくことがこれからも大事になっていくことではあります。

以上です。

○議長（片山正弘君） いいですか。他にございますか。赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） ちょっと議長に確認ですけれども、今提案されている審議というのは議案の9号から集会施設のみの部分ですよ、20、（「そうですよね、21号まで」の声あり）

○議長（片山正弘君） 21号までです。

○2番（赤間幸夫君） 21号までだよ。時々避難施設とか何とかいろいろ出るので、ちょっとその辺の交通整理だけちょっとお願いしたい。1点だけ確認です。

今回計画書をもって各指定管理者のほうから再度今後3年間ということで上がっているわけなんです。それぞれ各行政区の活動度合いとか利用度合いというのが変わってくるのは当然だと思いますが、あえて3カ年程度は過去の収支報告等を兼ねながらさらに計画へ反映したものであるものとしてのチェック機能を、先ほど言われましたけれども25%、75%という比率配分等を勘案に入れながら利用実態も合わせて、大きく赤字出ていたり何だりするのではないんだと思いますし、もっとも経理上はきちんとこの集会所の指定管理にかかわる部分の簿記もちゃんと整理して臨んでおられるんだなとは思いますが、その辺の実態はどうなんですかね。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 私が去年、おととしの12月にこの席に座らせていただいてからずっと指定管理者の指定について議題で出させていただくと、施設が立派になってきている、グレードも上がってきている、そんな中で従来の考え方では、例えば電気代は基本料金だけとか、ガス代みませんとか、浄化槽の電気代みませんとか、そういった考えでは地元の負担がどんどんどんどんかさんでいくということで、何とかしなくちゃならないんじゃないのかという提案を再三にわたって受けました。それで先ほど櫻井議員のときにもご回答申し上げましたが、なるべく皆さんどこの区も同じような条件になって区費をなるべく入れない状況をつくれるのはどうなんだろう、何なんだろうということで調べさせていただいて今回の提案にさせていただいたということでございます。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 小幡です。私はこの部分については桜渡戸ですので、集会所が例えば桜渡戸を新しくつくってくれと言っているわけですよ。そうするとほかはみんな新しくなって今総務課長からもお話ありましたけれども、こういう地元の集会所とされたものは、私皆本来、私分館長時代もありますけれども、ボランティアでやるような方向に持っていても構わない。建物建てたら費用がかかっているわけで、地元にあるものぐらいいは地元で守るぐらいいのことをやっていかなければ、財政云々という、建物を建てるだけで十分でね、あとは

地域社会で守るぐらいのことでやっていかなければ、これから先大変になるんだろうなというふうに思っているのですね、総務課長あと1年だと言うけれども、むしろそっちのほうに持って行ってください。お願いします。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） いいですか、休憩しなくても。

○議長（片山正弘君） もう一括提案していますので。

○11番（菅野良雄君） ちょっと私の記憶違いかもしれませんが、運動公園とか美遊とかいうのは5年間のような気がしたんですが、この指定管理、今回の9号からの議案3年間というのとは何か違いがあるんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 運動公園を指定管理に出したとき、逆の質問をいただいた記憶があったんですけども、もともと指定管理というのは3年でスタートしました。もっと長くしたほうがいいんじゃないか、企業だとか他市町から来る人に指定管理者を指定したときに、安定的に指定管理業務をやってもらうためには長いほうがいいんです。ですから今回5年を選ばせていただきましたという回答をしました。やっぱりこの地元の集会施設を管理してもらうということで申し上げますと、電気代の使用料だとか小破修理と言いまして、私どもでやるべき修理費を下回ったお金の修理ですね、こういったものが出てきたりしておりますので、長く指定管理期間を設けることが余り地元には有利には転ばないんじゃないかということで3年を選ばせていただきました。実は今回私は5年を選ぼうとしたんですが、いろいろ検討していく中でやはり地元の皆さんが一生懸命管理しているもの、これが経年劣化で小破修理がふえていったり何だりというので負担をかけてしまうこともあり得るということで、こちらについては3年ということを選ばせていただきました。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。5年であろうと3年であろうと、本協定というのは必ず結ぶわけでしょう。そうしたときに本協定結んだほかに今度は年度年度の年度協定を結ぶわけでしょう。そう考えたときに5年も3年もそんなに変わらないなという感じがするんですよ、年度年度でね。以前にそれをきちっとしていないので、消費税が上がったときに管理者の意向で知らないうちに管理料が上がっていたというようなこともあるわけですよ。だからそういうことをしっかりしておかないとだめなので、年度協定はしっかりしてほしいということと、それからまた消費税がどうのこうのという話もありますよね。今制度料金もどうの

こうのということがありました。そうした場合に年度協定の中でどういうふうにして結んでいくのかということなんですよ。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 消費税が変われば年度協定の額を変える方向に考えるのが正解だと思います。消費税は何年から何年何月から変わるというのが決定すれば明白にわかるわけですから、その時点で予算化もし、年度協定も変えていくというのが正解だと思います。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 当然その場合には議案事項になるということですよ。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 指定管理者の指定については、指定の相手方、それから指定の期間が議会の対象、議決の対象になりますので、お金の変更についてはならないと心得ておりましたが。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） お金の変更は議決事項じゃないということではないんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 244条も指定の期間、指定の相手先を議決の相手方とすると書いてありますので、こちらは額については対象にはなっておらないということでございます。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） もう1回確認します。それでは金の変更があった場合にはもう議会の議決なくして常に協定結んで直していいということで解釈していいんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 解釈としてはそのとおりです。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 指定管理者に非常に詳しい総務課長ですから、理解、了解しなくないのかなと思いつつも、少し懸念されるところがあるなということを申し上げて終わります。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 気をつけなくちゃならないのは、債務負担をとっていますので、債務負担越えが出てきたりとかというときは債務負担の変更も必要です。それとこちらからの報告ということで、消費税が上がったので指定管理料がこういうふうになりましたよということの大きな変更があったときはお話するのが常識かなというようには思っております。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。今野 章議員。

○8番（今野 章君） このまま進めるということなので、質問させていただきます。

私は電気、それから上下水道含めて費用を町で今まで以上にもつと、こういうことにしたことについては大変よかったなというふうに思っております。そこでお聞きをするわけですが、通常これまでですとそれぞれの集会施設指定管理していただいて、赤字計上で指定管理の報告が上がってくる施設があるわけですね。今回のこの指定管理料の引き上げで、これを含めて赤字は全部解消されるのかどうか、その辺の見通しについてお聞かせください。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 先ほど申し上げましたが、1つの施設ごとに電気料、おたくは30%みます、20%ですとはやらなかったということもありますので、お答えも全施設の総計でちょっと答えさせていただきます。これまで払ってきた指定管理料というのは140万でございました。大体ですね。これが70万ほどふえました。1.5倍になりました。それで前の指定管理の3年間、このときには全体で70万ぐらい区でもっていただいたという数字が出てきております。これを何とかしようじゃないかということで電気代だったり浄化槽のお金だったりとか全てをみていって70万ぐらいみましたということですので、これまでと同じような使い方をしていただくとほぼ赤と黒がプラマイゼロというんですかね。この状況になっていくだろうというようなことでございます。ただ、これまでも有料での入場者と言うんですか、利用者と言うんですかね。そういった方を一生懸命募っていた地区もあることを聞いております。そういった努力は今後もしていただくとありがたいかなと思っております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。そうしますと70万の全体で補填することによって、基本的には赤字の施設はなくなるのではないかとというぐらいの見通しなのかなと思いますが、指定管理を受ける側はさらにそこからプラスアルファで収入が上がればいいわけですね。今総務課長からもお話あったように、その利用を高めるための施策ですね、ここが大事なのかなと、こんなふうに今思うんですが、町としてそういう利用を高めるための施策、あるいは考え方、アイデアの出し方と言いますかね。そういうことはその指定管理者の皆さんとお話し合いなんかはされているんですか。全体としてね。一部分じゃなくて全体としてどうなのかと。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 年に1回この指定管理者の指定の代表たる区長さん方とお話する機会があるんですが、そのときにこういったこともあるとお客さん、新しいお客さんが来ますよねとか、というお話はさせていただいております。特に高城、磯崎、松島地区ですか、施設がふえましたので、区にかかる比重というのも高くなるものですから、特に松島海岸はこんなことでお客さんを呼べるんじゃないんですかということでお話をさせていただいています。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひやっぱり利用を高めてもらうというのが施設をつくった場合には大変重要なことなので、町としてそういういろいろなアイデアがもしあるのであれば、積極的に私は提言していただいて、区にやっていただいたらいいのかなと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それからあと2つ3つあるんですが、避難所に指定をされている集会所もこの中にはあるわけですね。ですからこの避難所に指定されている集会施設、前にもお話ししたことがあるんですが、集会施設における備品の関係ですね。これを一定程度統一化する必要性があるのではないかということをお願いして、検討してほしいという回答だったのかなと思うんですが、特に避難所ということになると、この情報を得る手段、こういうものも大事になるかと思えます。そういう点でテレビだとかラジオだとかそういう情報を得る手段がない施設もまだもしかするとあるのかなと思うんですが、そういった備品関係の整備の方向性について考えがあればお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 避難所として指定しているところもありますので、そちらについては備品を検討しますよという回答を前の総務課長が回答したような記憶があるんですが、少なくともラジオは設置しました。ただラジオだけでは足りないというご要望もありますので、テレビという話ですがテレビはなかなかこれ、テレビだけで終わらない話でして、NHK受信料という非常に高いものも一緒に来ますので、こちらについてはちょっと考えているところでございますが、ラジオは最低お届けできるという方向にあります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 避難所ということで対応するという事になればやっぱり視覚的な情報というのは非常に大きいのかなという側面もあるので、これは指定管理を受ける側のほうとの話し合いも当然必要なことだと思うんですが、やっぱり一定程度そういった備品をまとめ

ていくということが非常に私は大事だと思いますので、ぜひその辺再度検討方お願いをしておきたいと思います。

それから先ほど小幡議員さんから出ましたけれども、桜渡戸ですね。これも避難所にはなっていないんですね、ここはね。いいのか悪いのかわかりませんが、桜渡戸の皆さんは初原のコミュニティーセンターまで行くと、こういうことになっているんですね。非常に遠い距離を歩いて、あるいは車で行くようになるのかなと思うんですが、そういう意味でいくとやはり桜渡戸の集会施設について、建てかえも含めて避難施設、避難所、こういう考え方が必要性が私はあるんじゃないかなと今思っているんですね。そういう意味で先ほどお話あったようにもう古い建物だと。50年だか40年前の学校か何かの材料を使って建て直したといいますか、そういう施設だということもありましたので、ぜひこれはやはり区の皆さんの要望も大変強いなと思っておりますので、考えるべきではないかなとは思いますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 桜渡戸の集会所。これは今おっしゃられたとおりであります。今補助の道を簡単に言うと、いろいろ探すんですけれども、なかなか該当するものがない。一つつくるとやっぱり二、三千万かかるということになります。それで今単独でやるのは難しいので、いろいろな策で今県とも補助の道がないかと。もしかしたらというところで今いろいろとチャレンジしています。ただ、余りちょっと避難、津波は来ないし、なかなか説明が苦しくてはいるんですけれども、いろいろな、単独でやると苦しいので県費であれ国費であれ、そういうものを一部補填できるような、今施策でちょっと県とか何かいろいろと相談かけさせていただいております。何とかなればなというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 理解するわけでね、早くやっぱりそういうことを実現してあげるといのは、地域の住民の皆さんの安心の問題につながることでありますので、ぜひやっていただきたいなど。確かに津波は来ないんですけれども、8. 5の豪雨のときはあの県道が全然見えなくなって大変な水が出たんです、あの地域はね。そういうことを含めて考えますとやっぱり桜渡戸地区の皆さんが安心して避難できる場所を確保してあげることが大事な課題だと思っておりますので、これはやっぱり古い建物だということもありましたし、区の皆さんの大変強い要望が私は議会報告会でも聞いてきました。そういう意味では本当に早めに対応していただければと思います。

最後に防災計画の資料編に避難所の関係のデータとございますか、ここが避難所というのがあるんですが、もう書きかえていないものですから、新しい避難施設もいっぱい出てきましたので、もう名称も違っているといろいろありました。ぜひこれも早急に書きかえるべきものは書きかえて、正確なものにしておくということが大事なのではないかと。こう思ったものですから、こういうのはすぐできると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） そのとおりだと思いますので、別に直せばいいと、すぐ取りかえればいい話ですので、早急に対応したいと思います。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより議案につきまして、討論、採決に入るわけでありましたが、ここで休憩に入りたいと思います。

再開を1時15分といたします。

午後0時20分 休 憩

午後1時15分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

これより各議案について討論、採決に入ります。

議案第9号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第9号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第10号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第10号指定管理者の指定については、原案のとおり決せられました。

議案第11号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第11号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第12号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第12号指定管理者の指定については、原案のとおり決せられました。

議案第13号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第13号指定管理者の指定については、原案のとおり決せられました。

議案第14号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第14号指定管理者の指定については、原案のとおり決せられました。

議案第15号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第15号指定管理者の指定については、原案のとおり決せられました。

議案第16号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第16号指定管理者の指定については、原案のとおり決せられました。

議案第17号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第17号指定管理者の指定については、原案のとおり決せられました。

議案第18号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第18号指定管理者の指定については、原案のとおり決せられました。

議案第19号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第19号指定管理者の指定については、原案のとおり決せられました。

議案第20号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第20号指定管理者の指定については、原案のとおり決せられました。

議案第21号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第21号指定管理者の指定については、原案のとおり決せられました。

日程第23 議案第22号から日程第26 議案第25 指定管理者の指定について

【避難施設：松島区・本郷区・磯崎区・手樽区】

○議長（片山正弘君） 日程第23、議案第22号から日程第26、議案第25号までの避難施設の指定管理者の指定に関する議案であり、関連がありますので提案段階で一括議題としております。質疑についても一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり異議なしと認めます。質疑に入ります。質疑、ございますか。ございませんか。（「なし」の声あり）なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決に入ります。議案第22号指定管理者の指定について、討

論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第22号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第23号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第23号指定管理者の指定については、原案のとおり決せられました。

議案第24号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第24号指定管理者の指定については、原案のとおり決せられました。

議案第25号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第25号指定管理者の指定については、原案のとおり決せられました。

【町営墓地：三浦墓地管理組合・古浦墓地管理組合】

○議長（片山正弘君） 日程第27、議案第26号から日程第28、議案第27号までは町営墓地の指定管理者の指定に関する議案であり、関連がありますので提案段階で一括議題としております。質疑についても一括して行いたいと思いますので、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり異議なしと認めます。質疑に入ります。質疑、ございますか。ございませんか。赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。まず確認というか教えていただきたいと思います。議案26、27と同様な形態でもって松島町内には数多くのいわゆる共葬墓地形態を有したものがあろうかと思うんですね。その実態をちょっと説明いただけたらありがたいと思うんですが。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 町営墓地の数ですか。2つです。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 指定管理者として銘打って松島町営墓地という形では今町長が答弁された2つでしょう。ですが、形態的に言うなればいわゆる昔からの地域に根差した形態を有する、そして地域でもって組織して墓地管理している形態の、いわゆる共葬墓地と言われている部分、それから墓地の管理形態の中では今町長がお話された町営で指定管理で管理している形態のもの、それから松島には公営墓地としての、いわゆる公共団体が設置した墓地というのはないようですから、今指定管理として26、27号として上がったものがそうでしょう。それと合わせて寺ですね。寺院等が管理している、いわゆる境内墓地と言うんですかね。そういったものがあろうかと思うんです。そういったいわゆる墓地を現在松島町としてどのような墓地理葬等に関する法律に基づいた掌握というんですかね、把握をしておられるのかというのを聞いているんですよ。お願いします。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 墓地の町の管理ということでお答えしますと、3年前にも同じご質問いただいていたわけでございますけれども、町として町営墓地として管理しているのはこの2つだけ、指定管理をしているこの2つだけでございまして、そのほかはお寺で管理していたり、あとは組合だとかというもの、組合組織を組んでやっているものだとか、そういったものになります。そちらは町は直接は関与しないということになります。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） それでは今議案として上がっている26、27の三浦墓地と古浦墓地、これについての指定管理に至る経過ですね。ちょっと説明いただけますか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 町営墓地というものが存在し、これが公の施設に該当するというところで、6年前か9年前だと思うんですが、指定管理者として指定してこれまでに至っているという状況にあります。当時から指定管理料はお支払いすることはなく、その組合で全てのお金を賄っていただいているという状況にあります。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 今ちょっと不透明な6ないし9なんてあれなんだけれども、要は指定管理料等町からは出していないけれども、いわゆる昔からの地域における地域の住民のための墓地という形で発生して共葬墓地という形で発生して共葬墓地という形態でもってそれが何らかの形でその管理組合なのか、あるいはかつて、今私どもは契約講組織を持っているからあれですけども、そういった契約講組織なるものを地域で組んで管理してきているというのが実態なんですね。いずれはこういった形で町のほうに町営墓地として何とか町のほうで指定管理をしていただいて、当然指定管理料をいただいてということではありません。ここに掲げているとおり1区画当たり1,500程度で区画数で通常の管理をし、もし返還されたり何だりということ、改葬したりこの地からいなくなる方がいて、返された墓地があればそれはまた永代使用料をいただきながら貸し与えるという形で収入を得ながら管理していく形態を取るんだろうと思いますけれども、そういったことが今後町としては想定に入れるべきではないのかというのが私の質問の趣旨なんですけれどもね。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） ちょっと条例ですね。町営墓地の条例ここに持っていませんから、条例の内容まで詳細は詳しく申し上げられませんけれども、あとでその資料をもし求められるのであれば提出したいと思いますけれども、その各三浦墓地なら三浦墓地のほうで町営ということは、町で土地を所得してそこに墓地として認めたところなんですよ。古浦もそうなんです。これがちょっと定かではありませんけれどももう10年以上になると思います。そこにそういった方々が、ですからよくお寺だと何々寺の墓所となるんですが、それからその地区であった墓地だったり、そういうのは町の土地じゃないんですね。ですからそういうところに関しては町がどうのこうのということはなかなか言えないですけども、今後じゃあ町がそういったところを町営墓地としてやっていくかということ、なかなか難しいのではないかな

と思います。これはそこのお寺の管理、それからその地域での管理等々の経緯がありますので、私がここですぐに町営墓地として今後何年か後にはやっていけない場合は町でどうのこの管理しますとかと、なかなかちょっと今申し上げられない。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 条例ここにあるわけですが、平成18年の9月8日に条例第22号ということで成立しておりますので、10年前に条例をつくったと、11年前ですか。そのあとに指定管理者の指定ということでやっています。それでそのときに町営墓地として三浦、古浦、こちらを指定管理者にお願いしたということですね。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） いわゆる共葬墓地について私いろいろ確認させてもらいたいと思っているから質問するんですが、要するに墓地埋葬等に関する法律でかつてはこの場合は宮城県が所管し、その権限委譲等によって出先の保健所等さんが各管区内の自治体の墓地を掌握して届をさせていたのではなかったのかなと。墓地管理者がいて、それぞれにね。それでお尋ねしているんですが、今底地がたまたま松島町の所有形態を持っているから、そして指定管理者をしているんだというお答えだったと思うんですけども、そうではないんじゃないかなというふうに理解しているんですけども。どうなんですか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） ちょっと答弁整理しますので、町営墓地の土地の取得確認させていただきます。

○議長（片山正弘君） ちょっと暫時休憩いたします。

午後1時33分 休憩

午後1時36分 再開

○議長（片山正弘君） お諮りいたします。

今暫時休憩中ではありますが、今調査中ということで時間が約5分以上かかるかもしれないということでございますので、1時45分まで休憩に入ります。

午後1時36分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（片山正弘君） では休憩を解きます。再開いたします。

答弁をお願いします。亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 初原の墓地につきましては、民地でありました。今調べたところそういったことがわかりました。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 民地というお答えだけれども、見てのとおり民地だけじゃないでしょう。公の松島町もあるでしょう。全体、墓地の形態からみたら3分の2は松島町だと思いますよ。土地との関係を言えばですよ。現況がですよ。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 初原のところが私有地か松島町の土地か私有地かという話ですけども、今ちょっと休憩いただいて底地を見てみると、周りが松島町。墓があるところの真ん中が私有地。多分この辺は相続で何かできないのかなという気はしますけれども、お墓のちょうど真ん中あたりに私有地がありますよということです。それから先ほどのお話でありますけれども、今回条例上げたのは2カ所、これは町の土地で町としてやったよということであります。ほかのところについてはいろいろ管理組合とか何々組合というふうになって、町の土地というか町で管理していない、地区で今管理していただいていると。この2件については町のほうに平成何年でしたかね。町のほうに管理としてきて、その分について今回指定管理をすると。そのほかについては各地区で地区で維持管理をしていただいているということでもあります。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） ずばり町内にある共葬墓地の形態で存在し、地域の組織体で管理している形態がある。そういった中に会って私有で墓地形態を有した場合に代替わりするたびに相続等問題が発生するというので、随時その相続関係が明確にした形で松島町に寄附をしますと申し出た場合には松島が受ける用意があって、それを町営墓地という形に今後管理していく考え方というのは取り入れるのでしょうかというところが聞きたいところですけども。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 先ほど町長が冒頭に町ので2つありますよということで、その後の今の質問についてさっと答えています。ということで今の段階では今2つ。そのほかどこか来た段階では、今の段階では同じような形態でして取り扱うという考えは今のところございません。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 小幡です。私もことしから墓地の管理者になっているんですけども、ちょっと頭痛いところもあるんですよ。というのは桜渡戸から出た人がもうみんな高齢になって墓地が欲しいという方なんかが出始まっています、どういうふうな扱いしたらいいのか、こういうふうに管理条例で町、今初原の赤間議員のところは契約講であったと言うんですけども、桜渡戸は契約をやめているんですよ。どういうふうにこれ、こういう片方では町の墓地ということになっていくと、先のことを考えた場合に、ここ1、2年のことじゃなくて、赤間議員もそれを心配されているんだろうとは思いますが、片方でこういうふうに町管理の墓地があって、片方ではそうじゃないと。ちょっと頭痛いので、墓地の基本的な何か法律の条文か何か、こういう法律見ればいいというのがあったら教えてくださいませんか。ちょっとベースになるものが、もうこういう管理条例見れば、ああこれは町に預かってもらえば一番いいんだというふうなね。だけれども先ほど言うように2つしか認めないということであれば別な方法考えていかなければならないわけだから。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 墓地埋葬等に関する法律があります。墓地埋葬等に関する法律です。これは昭和23年にできておまして、法律48号でございます。

以上です。

○6番（小幡公雄君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。（「なし」の声あり）なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決に入ります。議案第26号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第26号指定管理者の指定については、原案のとおり決せられました。

議案第27号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第27号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第28号 平成28年度松島町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（片山正弘君） 日程第29、議案第28号平成28年度松島町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） ごく簡単な質問でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

12ページですか、最初のほうの。今度の3月の補正ですので恐らく決算に向けての補正だと思うんですが、やっぱり数字が整数と言いますか、例えば6目保健福祉センター管理費委託料300万の減とか、その上とかは繰出金、介護保険対策繰出金は端数まで出ているというようなあれで、こういう説明欄の金額にほかというのは予算書でも決算書でも多いんですけども、とりあえずこちらのこの300万の減額の一番大きいのはこの書いてある機械設備等保守点検業務委託料なのでしょうか。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 保健福祉センターの委託料につきましては、今議員のご指摘のとおりです。細かい数字を持ってきたんですがちょっとお待ちいただけますか。

項目だけでいいですか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 済みません、細かい額はあれなんですけれども、ここは保健福祉センターの管理業務でありますから、施設の管理、例えば清掃であったりあとあそこはジムなんかもあるのかな。そういう関係の一体のものを合わせてきりよく300万というふうにさせていただいております。

○議長（片山正弘君） 高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） わかりました。大体委託料なのでそういうような感じだと思ったので、児玉課長が真面目に金額までと言ったので私もいや、余り細かいのはいいですよと言うかと思ったんですけども。

次に13ページの2項児童福祉費3目の保育所費の臨時保育士の賃金と社会保険料も一緒でしょうけれども、減額のこれは人数はまず何人なのでしょう。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 人数につきましては、当初では1日保育士なんですけど12名予定しておりました。結果的には9名の採用ということになっております。

○議長（片山正弘君） 高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） 1日保育士というと、今臨時職員というかあれを募集していると思うんですが、免許持っている方が時給1,100円でしたっけ。それからない方が770円ということ、これ1日というのは免許持っている方ということでもいいわけですね。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今申し上げた臨時保育士については免許がある方になります。

○議長（片山正弘君） 高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） ちょっと補正から離れてしまうかもわからないんですが、施政方針の中で町長も保育士不足は喫緊の課題だということで、これはあしたあたり今野さんが総括で聞かれるかと思えます。ぜひこういう減額補正がないようお願いしたいと思っております。

それで同じページの児童館費でやっぱり留守家庭児童学級の指導員の賃金も減額になっているんですが、これもちょっとお知らせいただきたいと思えます。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） これにつきましても当初は11名の指導員を予定しておりました。しかしながら10名ということになりまして不用額が生じたものです。

○議長（片山正弘君） いいですか。他にございますか。櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 10款の3項4目中学校野外運動場環境整備事業なんですけれども、これ工事期間はいつからいつぐらいまでになるんでしょうか。その間の授業、部活動等はどういうふうな形になるのか教えていただければと思います。

○議長（片山正弘君） 本間教育課長。

○教育課長（本間澄江君） 工事期間につきましては、中学校のほうと協議をいたしまして中総体、それから新人戦が終わってからの工事になります。その間の工事期間につきましては、他の体育館での授業だったりとかそういったほうに振りかえていく予定となっております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 期間としてはどのぐらいの期間を要しますでしょうか。お願いいたしま

す。

○議長（片山正弘君） 本間教育課長。

○教育課長（本間澄江君） 3カ月ぐらいの予定としております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 結構長い期間かかるのかなと思います。部活動、野球部とかそういうふうな部分で代替地ですね、そういう練習場という部分ではどういう形、グラウンドを使っている部活動、どのくらいありますか。グラウンドを使用、日ごろ使っている部活動はどのくらいあるのか。その子たちはどこで練習するという形になるのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） まずグラウンドに関しては、野球部、サッカー部、それからソフトボールですね。そういった部活が利用しておりますけれども、まず今本間課長のほうから3カ月というお話をさせていただきましたけれども、ことしも野球部の活躍とかそういったものがあれば、県大会、東北大会、そして全国大会となると期間もまた着手がずれていくということも想定されます。そういう中で一応野球部の顧問とも話はさせてもらっていますけれども、運動公園の野球場ですね。こういったところを何かの機会では使ってほしいということと、それからあとソフト。ソフトのほうに限っては中央公民館のグラウンドもありますので、そういったところも並立しながら対応してほしいということをお願いしております。またあと野球部、ソフトに関しては、サッカー部もそうですけれども、対外試合もありますので外に出ていく試合も多くなるだろうという顧問の相談では出ております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） そうですね。野外運動場とか何かは比較的近いと思うんですけども、中央公民館、そちらのほうのグラウンドとなるとなかなか距離もあるかなと思うんですけども、そこら辺までは自主的に移動するという形になるんですか。それとも何か補助的にバスとか出すという形にはならないんですよね。そこら辺はどうなるでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 基本的に中学校は松島町内全域から自転車での通学というのを認めておりますので、自転車での移動になるというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） そうなると普段自転車使っていないところからも通学されている方がいるかと思うんですけれども、そこら辺に関してはどういう形になるんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 中学生に関しましてはそういった部活動に関しては自転車で来ているのが大半を占めておりますので、そういった内容で顧問のほうから指導が入ると思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） そこら辺のほうの父兄の方々にぜひともそういう旨をちゃんとご報告してご理解を願っていただきたいと思います。またクレー舗装という形であるとは思いますが、これ結構維持するのが大変だということを聞いていますけれども、そこら辺のメンテナンスという部分で費用がかかるかと思うんですけれども、そこら辺はどのような形になっているんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） クレー舗装の一番の弱点はやはり風かなというふうに思います。特に3月末から4月上旬にかけてのこの春一番と言われる突風ですね。これが一番ありまして、いわゆる霜柱が立って土が盛り上がった状態で、それを転圧しない状態にしていると春一番でせっかくの表層が持って行ってしまわれるということもございますので、ただ幸いにも中学校の場合は他のグラウンドと違いまして毎日利用しております。サッカー部も野球部も毎日そこでならして、特に野球部はきれいにならして毎日毎日の利用に備えているということもありますので、中学校のグラウンドに関しては余りそういったことはないかと思えますけれども、ただ数年に1回ぐらいの転圧は必要なのかなとは考えております。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それでは若干質問させていただきます。

まず8ページ。18目復興推進費、これは1億1,900万が補正されたと、減額補正だと、説明では三十刈、石田沢の避難整備があります。この3月の補正で2件、1億1,900万が補正された、そのほかもありますからね。それで三十刈の場合はもう年度内、28年に工事が終わったのではないのかなと。これは三十刈はいつ完成しました。恐らく8月か9月ころかなと思えますけれども、12月に補正間に合わなかったんですかね。全てこの3月に全部こうやってみんな出てくるんですよ、ばーっとね。先ほど高橋幸彦議員も話しましたんですけれども、金額がこのように大きいということでもありますので、この三十刈なんかもう少し早く決定できなかったのかなというようなことでございますので、いかがなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらの2款1項18目の工事費につきましては、議員おっしゃられるとおり石田沢の避難場所と三十刈の避難場所の工事請負費となっております。こちらはまだ三十刈のほうも県道の取り付け部の工事が残っております。それで今から施工する予定となっております。あと石田沢のほうも今現在県道の取り付け部の工事を予定しております。そちらの工事費の減額となっておりますが、今年度県道の取り付け協議はやっておりましてけれども、県道との協議の中で最終的な取り付け部の工事分につきましては、立会いのもと決定するというので、県道の取り付け区間全体の舗装改修工事もやらされる可能性があったということで、工事費をずっと残しておりました。それで今回10月に取り付け工事の立ち合いをやっていただきまして、その分はいらないと。拡幅部分だけで工事はいいということでしたので、今回補正減させていただきます。あと入札による差金も合わせまして補正の減額としたものであります。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） その辺はわかりました。もう完全に三十刈は終わったのかなと思っていましたので、そういうことでこの2つの減額が出てくるということでどうなのかなというごとの質問でありました。取り付けがまだ残っているよというようなことですね。

では次の9ページ、ふるさと納税。これも2,455万1,000円が737万5,000円の減額。そういうことでございまして、このふるさと納税、11月からでしたっけ。正式に10月からでしたっけ。（「11月」の声あり）11月からね。そういう中でまだ4カ月、5カ月しかなくていいということ、700万もすごく期待をかけてこれは計上したんだと思いますけれどもね。この730万も減額になったと。その要因は何でしょうかね。

○議長（片山正弘君） 財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） ちょっと答弁は苦しいんですが、返礼品を充実しながらふるさと納税というのは11月17日にリニューアルのを開始しまして取り扱いを始めたわけでございます。もくろみでは年末を控えて本町の特産品であるカキが大々的にPRしたいということで考えておりましたが、議員ご案内のようにそのようなことでカキが思ったように集まらなかった。また雑誌などでPRも結構図ったつもりだったんですが、これもなかなか思うようにいっていないということで、2月28日現在の寄付金額としては87件、1,357万8,000円でございます。（「もう1回、もう1回」の声あり）87件の1,357万8,000円がふるさとで寄附されたもので

ございます。今後、もうあと1カ月ほど、1カ月切っていますので、この金額はちょっと集まらない、700万はね。集まらないということで今回500万を下ろさせていただいたということでございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ふるさと納税のもちろんカキ、シーズンでね。ピークのシーズンでこれしか集まらない、これだけだったと。松島の場合はさまざまな要因がありました。確かにノロウイルスから何から、非常にマイナスの部分があってノリの業者さんも、ごめんなさい、カキにかかわる業者さんも大変だった。それでことしの生産もおくれると、あとまでおくれるというようなことで大変な苦戦になっている状況であります。来年、29年度、カキは期待するわけですがけれども、私はこのふるさと納税のパフレットや何かでこうやって見ました。大分きれいにはなった。指摘をした。この写真ではだめだよというようなことで幾らかは直ったのかなと思いますけれども、このふるさと納税をいただく趣旨、目的。いろいろな総花的にずっと私たちに示されているんですけれども、やはり松島を、私極論言うかもしれませんけれども、松島の松を守ってくださいとか、このようなアピールをしないと。やっぱりちょっと弱いんでないかなと思うんです。ふるさと納税の返戻品あんなにだだだっとならんだのでは、まず肉とかものすごいものもあればいいんですけれどもそうでもない。思うのあります。これ別にいろいろな産業を批判しているわけじゃないんですよ。その松島、ふるさとのやつをいただく、寄附していただく、最高のやつは松島の松を守ってください、皆さん。このようなアピールをしながら、じゃあ松島にそれを寄附しよう。そのようなことが、私それが一番ターゲットだと思うんですよ。教育のこと、いろいろなことを総花的にやったって、全部やっているんですよ、全国。ですから松島は松なんです。それがこのとおりに枯れていると、そういう状況の中で皆さん、お助けをと。納得してくださいと。皆さんの力が必要ですよ。このような訴え方が私はきくのでは、いいのではないかなと思いますので、今後検討することがあれば、それをやっぱりトップワンでもツーでもスリー、そのぐらいの中に。かつて今野さんが松くい虫基金、これ言ったんです。それで私たち常任委員会でもそれをこれはいいことだと思ってたびたび基金をつくってくださいと提言書で書いているんですけれどもね。そういうことも含めながら、執行部の皆さんでその辺考えていただければなど。何か訴えるもの。松島に寄附したいというものがあればいいかなと思うんですけれども、どの辺。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まずふるさと納税の12月と1月、特に12月ですね。カキの売上に関して

はかなり落ち込んでいるという話でありました。それでここに議員がおられますけれども、高橋幸彦議員が立場をかえて町にカキ生産者の方々とことしのカキの実態ということで、町に今後何とかしてくれないかみたいな要望書はいただいております。そのお話の中で聞くと、年間売り上げの大体25%、4分の1ぐらいだと。ひどい方は。ですから大きければ大きいほど大変なんだという話も聞いております。特に12月とかには申し込んでお金を振り込んだんだけどもういらぬというふうに断られて、ある商店の方はわざわざお金を返しに行っている。そういうことでカキの風評被害というか、カキが一斉にだめというふうに報道されたものですから。あれが一時的に何とか報道の仕方によっては風評被害とまったんだかもしれませんけれども、とまらなかつた。松島町も正月明けて最初の月曜日にやっとそういう菌がなくなりましたという報告を受けて、じゃあこれから広報で報道等に訴えかけるからお話ししたならば、そこから2日だか3日たつたらだめになったということで、なかなかうまくいかなかった。確かにそれが全て700万云々ではありませんけれども、カキがとにかく打撃はかなりのものがあつたと思つています。

それからふるさと納税をある一定の目的のようなものにしてはどうかというお話だと思つます。松くい虫というお話がありましたけれども、これ松島で例えばですよ。これはちょっとわかりませんが、今色川議員のように松枯れについてとなると、県のほうから松島はふるさと納税で何とかならないのかと言われて、今度今1億円やつともらつているんですけども、これが減つても困るし、それからあともう一つはこのごろ二市三町で七ヶ浜もそうなんですけれども、松くい虫は松島の松だけじゃないんだと。港湾でやらないとだめだということで今訴えかけていまして、予算が多い少ないあるかもしれませんけれども、少しずつ金をかけてもらつているということでもあります。ただ、今色川議員が言われたようなこの趣旨的なもの、実は私の頭の中にもあるんです。花火大会でやたらいいかなとか、何かの宗教法人的なものに余りかけられないけれども。何かそういう松島のイベント的なものとか、松島の子育て支援とか、何かそういう目的があればそれはそれで今後いろいろ検討はしていきたいと思つますけれども、趣旨については少し考えさせてください。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それでこのごろふるさと納税の趣旨がどんどんそれてきているんではないかなというようなことも、このごろ東京のほうも大分税収が減つてきたとか云々という報道があります。それで自治体によって松島の場合は今回700万こうやつて減額になりました。それでほかの町村もいっぱいやつているんですね。全国でやっぱり。ところが自分の町では

あまり売るものがないと。売るものがないんだと。そういうことで詰まってきている状況も見受けられる。そういうことで協定とか姉妹都市とかそういうものを結んでいる地域間で、その商品も返礼品として使いましょうというようなことが大分多くなってきているみたいですね、今。そういう中で松島もそのようなことを考えられないのかなというようなことが、このごろ報道が非常に多いんです、そういうこと。ということでどのようにお考えになっていますでしょうか。象潟の夏のカキをやるとかそういうことはどうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 行政間でふるさとの返礼品という話でありますけれども、たしか私の記憶だと昨年の熊本地震で熊本県内の各自治体がいろいろ被災に遭ったということで、よその自治体でふるさと納税を集めてそちらに支援をしようとする動きがあったように記憶しています。そういったことは震災とかそういう災害のときは有事ですからまたそれは別として、またあと姉妹都市関係でやりとりはどうなのかという話でありますけれども、それも今はすぐにどうなのか。ということはふるさと納税、今競争しているということは、松島町でも例えばAさんという方がよその自治体に納税していればこちらの町の税制は減るわけですよ。ですから仙台市なんかは今防衛に走っていると思うんですけれども、そういったことも加味しながら、さっきの趣旨とかそういったものを少し検討して今後進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） いろいろな諸事情によって変動があると思います。そういうことも含めながらこれからも検討して行っていただきたい。せっかくつくった制度ですからよろしくお願いします。

それからこの参議院議員選挙費なんですね。10ページ。これも去年の夏参議院議員選挙終わっているんですね。それで何で今この3月になって、半年以上になってこの減額なんだと。もう少し早くできなかったのかということなんですよ。そういう中で確定、よく確定というのがあるんだけど、いつごろこれ確定したんですかね。遅かったから今出たんだと思うんですけれどもね。いつなんですか。

○議長（片山正弘君） 伊藤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 参議院議員の選挙の国からの委託金につきましては、国から県へと。それから県から町へと交付の手続きが進められるわけです。それで県から町へ第1回目の概算の委託金の交付がなされたのが12月7日でございます。その後に事務費等

の若干の精査を踏まえまして第2回目の参議院議員選挙の委託金の最終的な額の確定ですね。県から町へ示されたのが2月24日でございます。こういったスケジュールの関係からどうしてもやっぱり3月に補正予算の提案という時期になってしまうわけでございます。よろしくお願ひします。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 国政選挙の場合は、だったらこのように半年ぐらゐずれるということでもやっぱり3月に補正予算の提案という時期になってしまうわけでございます。よろしくお願ひします。

○議長（片山正弘君） 伊藤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 選挙によりまして若干の差はございますけれども、大体県の手続きが同じぐらゐの時期になりますので、衆議院も参議院も、それから県の選挙ですと若干早まることもあろうかと思ひますけれども、同じような時期になります。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それからこの3節の職員手当、時間外手当が100万円。大体当初予算の中でこのぐらゐだべと。初めて選挙するわけでないわけですから、もう何十回、何百回とやっているわけですよ、いろいろなことで。そうするとこのぐらゐの日にはこうこうこうなると。人件費もこうなると大体わかっているんじゃないですか。それが時間外手当で100万円と。大金ですよ。それは何でこういうことになるわけでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 伊藤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 参議院議員選挙の時間外手当につきましては、国の選挙でございますので、基本的には町のお金を出さないように、国の委託金の額の範囲内で選挙を執行することが基本となっております。それで参議院議員の当初予算については831万5,000円ということで計上したわけでございますが、県選管とその国の交付金の協議ということで、松島町の基準額について685万ぐらゐの基準額が示されたわけでございます。その差が百四十五、六万ぐらゐの差が出るわけですが、選挙につきましては啓発費とかポスター掲示場費とか、あと立会人投票管理者の報酬とか、額がある程度確定しているものばかりでございます。それで国の交付金の中でやりくりをするというふうに進める場合には、やっぱりまだ人件費の調整をやはりしないとなかなかその交付金の範囲内で進めることは難しい状況となっております。そういったことから今回時間外勤務手当が100万ちょっと出たということでございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 明快な答えでございました。予算審議もそのとおりお願い申し上げます。

それから12ページ。11ページから12ページにかけて老人福祉費。説明のところにはリクライニング車椅子購入12万円となっておりますね。これ12万円でこの椅子心地いいよということでもあります。これ寄附、社会福祉寄附金を10万円を充ててやるんですよということなんですけれども、これからいつこれ寄附されたのでしょうかね。この寄付金というのは。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） ご寄附につきましては11月14日に寄附をされたものでございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） これはどうしても欲しかったんでしょう。そういう要望でこれ12万円で買ったと。これは補正ですから今から買うんでしょうけれどもね。このぐらゐの金額だったらご要望あればもっと早く買えたんじゃないでしょうか。仮に流用したって。そういうことは考えなかったんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） せっかくのご寄附のご意思を考えれば、12月補正に間に合わせたかったですけれども、ちょっとリクライニング車椅子、普通のよりもちょっと高額でありまして、いろいろうちの担当のほうで資料を取り寄せて、ちょっと12月議会には間に合わなかったということです。今回のご寄附は27年度、28年にご夫婦でそれぞれ88歳のお祝い金をもらったご家庭で、ぜひこれをとっておいて町の高齢福祉等の事業に役立てていただきたいということで息子さんから寄附されたものでございまして、少し12月にはちょっと間に合わなかったのですが、今ある車椅子にリクライニング機能があるものがないので、いろいろな行事やあと貸し出し等に大活躍できるものと思っております。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 何だか聞けば涙出るようなね。これ以上質問していいのかと。こういうことになりますので、本当にこういう崇高な2人の夫婦の本当に思い込めたリクライニングの椅子なので、大事に使っていただきたい。私はもっと早くこういうものが必要だったら早く買えばいいんでないのかなと思ったために言ったわけでございます。

それから先ほど児童福祉、保育所と児童福祉、このように賃金が本当に減額されているんですね。400万と250万。それで今るる伺いまして保育所の場合は12名が9名の採用だったと。

児童留守家庭が11名が10名だったと。こういうことで人が集まらなかったと。今保育士不足というのは騒がれていますけれども、松島もそのように苦戦しているんだなと思ったわけがありますね。その中でこのような賃金の減額が物すごく出てきているんです。そういう中で皆さん幾らこの賃金が不用額になっているかわかりますか。今回の補正だけで、1,200万です。12月だけで1,200万不用額が出てきているんです。そういう中でやはり当初の予算ちゃんと精査しながらやっていると思うんですよね。そういう中でやっぱりわかったら速やかに補正をかけていくと、年4回あるんですから、議会。3月は、それは4回。そういう中で今回のように人件費だけで1,200万下ろすというのはちょっとどうなのかなと、このように思います。1,200万という金だったら1つの事業できますよ。町長は常にお金がないんだ、金ないんだと言っているんですよ。そうしたらこの1,200万で何かできるわけですよ。そういうことで皆さん一生懸命やっている。そういう姿はわかります。しかしやっぱりその辺はちゃんと厳しく精査をし、今後やっていかなければならないのかなと思うんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今の数字に関しましては、人件費なので保育士の臨時保育士さんとかそういう方々が集まらなかったと。幾ら公募してもなかなか来なかったというのが現実で、それがこの数字に表れてきているということなんですね。それが何かの事業ということにはならないと思いますけれども、これは人が集まらなくて、別に松島町として残したくて残したわけじゃなくて、どうしても精査していくとこれだけしか集まらなかったと。これは明日だか総括でやるという方もおられるんですけれども、今町同士で保育士さんの取り合いをしているんですね。どっちかという。だから保育士さんの単価、保育士の資格を持っている方々の人件費が1,100円にしたりそれ以上高くしたり行政間で競争している。松島町の場合は大変苦しいのは町で全部やっている。よその自治体は町でなかったり、私立だったり町が若干利府の場合はしていることはありますけれども、民間に委託してやっているからなかなかそういうことにならないみたいですが、松島町の場合は町直営でありますから、もろにこの人件費がこういうものにかかってくるということでありまして、担当者からは何とかならないか、何とかならないかということで一生懸命公募するんですけれども、なかなか集まらなかったというのが現状であります。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今町長言われるように保育士関係、それは十分わかります。これで650

万です。あとの650万。1,200万のうち650万が保育士関係ですから。あとの650万、それは精査すればそのぐらい出てくると。

それで今度土木費なんですけれども、15ページ。土木総務費、行政事務補助員賃金、これも約300万減額になっているんです。これもるる賃金というのはいっぱいあるじゃないですか。11ページにも。こういうことのやはり精査というのはもっとできるんだったらもっと早く、できるもの早くしたほうがいいのではないのかなと、こういう思いの中で私は質問しているんですよ。そういうことでどうぞ頭の片隅の中に入れていただければありがたいとこのように思います。

それから最後になりますけれども、二次交通のことについてちょっと質問させていただきます。町長はこの二次交通、仙台民営化始まって、インバウンド。宮城県も全部力を入れて宮城県に、東北に観光客誘致進めると。それで山形、福島まで、今いろいろなところでバス会社がその観光地、温泉地に向かっておりますね。そういうことも含めて町長は今回平泉観光、東松島も含めてバスの運行ということを考えていたらそういう話が来たと。この金額は全て東北観光交付金、ちょっと正式には、ごめんなさいよ。それが充てられると、全額国負担だというようなことであります。それで債務負担行為がこのように出されておまして、限度額7,350万ですね。この東北観光観光復興交付金と言うんですか。これ全体の予算は何ぼなんですか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 平成29年度の国の予算で申しますと、東北観光復興対策交付金は32億6,500万ということで予算が計上されているようです。

以上です。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それでこのバス事業は7,300でこれ全体は幾らなんでしょうか。全体。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） こちらの7,349万9,000円は議員お話ししましたとおり、構成市町で負担率2分の1を割っておりますので、これを単純に2倍となります。そうしますと1億4,699万8,000円と、これぐらいの事業費となります。これは平成29年度のみ事業費となります。

以上です。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　そういう中で今年度の、来年度の予算も出ておりますけれどもね。1月25日から運行が始まったと。この話町長から初めて聞いたとき、二次交通ああいことだねと。それで以前宮城交通もJRも日本三景は路線で真っすぐずっと行ったと。この宮城交通さんとJRさんは平泉まで行っているわけですよ。業績が上がらなくて断念したという経緯がある。そういう中でまたこれが出てきたと。そのインバウンドというようなこともあって。毎日運行している。松島海岸駅前に毎日8時半にはいます。全て空です。たった、私4人だけ見たことがあります。たまたま私そのころ会社に行く時間が多いので、今冬時間ですから。その時間よく通るんです。今まで4人だけ見ました。そのバスに乗っているの。今まで1月25日からあのバスに乗られた方何名、わかりますか。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　1月25日からスタートしまして、1月分は1週間のみだったんですが、2路線合わせますと53人がご乗車いただいております。また2月になりますと28日間でございましたが90人の乗車ということで報告いただいております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　このようにシーズンオフですからこれはいたし方がないということで、目標を30%乗車率を目標しているというようなご答弁でありましたね、前回は。そういう中でこの3年間やってみて平成30年度までやってみて、業績が上がらなければ果たしてどうなのかというようなこともあるわけでありまして。しからばどのような広報をしているのか、エージェントから何から。バス会社では新たにPR用の予算をとってやりますよというようなことをおっしゃっておりますが、やっぱりお客さんが一番行くのはエージェントですから、そういう広報とか何かは当然やっていると思いますけれども、雑誌から何から。どのような目立った活動をやっているのでしょうか。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　このバス路線が旅行商品の一部として取り入れてもらうことが一番の効果が上がるんだらうなど。乗車率が上がるんだらうなど理解しておりました。これは請負業者のほうも含めまして旅行会社のほうも全日空のほうでもこの部分を組み入れた旅行コースがもうでき上がっております。また実際に台湾のほうの旅行会社が松島のほうに来まして、こちらのほうのバス路線を組み込んだ観光商品プランをつくらうということの商談会も直近で言いますと3月11日に行う予定でおります。そういった関連の方々、エージェン

トの方々を含めて周知を図っていけば乗車率は上がるというふうに見込んでおりますので、引き続きその広告に努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 頑張って、そのとおり台湾もそのようにツアーの中に一つ組み込まれるということになったらいいことですよね。それでこの運行なんですよ。松島発で空港まで行ってまた松島に来て平泉に向かうとか、東松島まで行くとか、まず中心が松島なんです。ほとんど松島を通るわけですね。それで負担金それぞれあると思うんですよ。平泉はもう終着ですから。松島から行ったものが来る。平泉発、こっちに空港まで来ると。そういう中で、ここ東松島、松島それぞれ分担という役割があるのかな、どうだかわからないんですけども、私一番ちょっと不可解なのは何で岩手県のバス会社がこの事業をとったのかということなんです。今までこれの大方の予算というのは宮城県、地元営業実績のある、岩手県交通というのはなかったんですよ、会社ここに。何でこのたびこんな会社、本社ここに営業所つくってね。この会社見ると本当にみちのりホールディングスというんですよ。それでこの代表者が元内閣府政策参与なんですよ。全く情報筒抜けなんです、この人には。全て。ですから私最初に町長に聞いたときは地元のバス会社さんもこういうことに入るんですねと言ったらそういうことになるかもしれませんねと。そのときは町長わからなかったと思いますよ。そうしたらあのテレビでみたらこの会社なんですよ、びっくりしましたね。何だと。何で宮城交通取れなかったんだと。そういうことでこの会社、経営はどうだったんですか。私はこの宮城県のバス会社が受けて当然だと思って質問しているんですけどもどうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 実は今でも色川議員と同じような気持ちでおります。去年の暮れにここに決まったというときに、何でだということに私も正直思いましたし、それから年が明けて1月4日だったか5日だったと思いますけれども、昔我々と、私とと言うんですかね。仲間だった前社長さんが見えられて、今回の経緯について今の社長と一緒に来られてご説明された。その内容等につきましてはあと今課長のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） まず宮城県内の事業所等でやっぱり最初は考えましたし、どういった事業展開ができるかという、一番は仙台空港、松島町、東松島市を一番通る場所で考えるのが当然だろうというところで進めておりましたが、一番は運送法にかかわる部分で

許可がどれだけ早く下りるかというところも一つの選択でございました。一番はバス運送法の21条項というのは、貸し切りバスが一時的に不特定多数の乗り合い事業を行えるということで許可されるものでございます。これはゆくゆくは運送法の4条に基づきます貸し切りバスのその区間の路線バスも始めるということを前提に21条というのが許可が下りようです。そういった事業の拡張性から申しますと、なかなか県内の事業所で進めるのは難しいと。ただ、それよりも一番最初色川議員さんがお話ししました各市町の事務分担どうなっているかというところで、事務幹事は松島町が請け負っています。事務幹事というのは補助の申請、関係機関との協議。関係機関というのは県及び東北運輸局になります。あと地元交通業者とかの調整も松島町のほうで請け負っておりました。そして入札事務幹事につきましては平泉町のほうということで分けておりました。東松島市は松島町の手務補佐ということで分担していました。その中で進めていく中で平泉町のほうで入札を執行しましたところ、対象業者は2社おったと。申し込みにつきましては1社ということで最終的に今回決まった岩手県北が請負業者というふうに決定したところでございます。まず重ねてですけれども、一番は許可の部分で難しいところがあったというのが本当のところでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 許可云々というの言われると専門になっていましてね、でも宮城県を代表する、仮に宮城交通さんがそういうの取れないんですか。これがおかしいんですよ。この県北交通というのは潰れた会社なんです。倒産業者なんです。それでこの方がバスが、この代表者がもうバス福島交通から会津バスからみんなだーって今買い占めて、この間南部バスも買いとったんです。そういう会社なんです。もともとこの代表とか何とかというのは宮城県にも別に関係ないんですよ。貸し切りでお客さんは寄ってきますけれども。ここに事業所があるところ、それをやっぱり優先すべきだと思うんですね。それで今回今課長の話によると、平泉が入札の幹事になっている。それで2社のうち1社しかおらなかったと。そういうことでしょうか。その中に宮城県の会社入ったんですか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 宮城の業者は入っておりませんです。

以上です。

○10番（色川晴夫君） 入ってない。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　ですからこの辺不公平じゃないかなと思うんですね。幾ら入札の幹事、町が担当が平泉だとしてもですね、やはり透明性を含めてこういうものを、そこを通る路線の宮城県と岩手県のバス会社どうですかと。これを公平にやらなければおかしいんじゃないですか。えらい金ですよ、これ。一説に聞くと空バスで毎日毎日ガイドさんいるんですよ。人件費幾らだと思いますか、あのバスのガイドさん。2万円ですって。2万円。カラオケ歌っているって今。お客いないとき。それは歌っている姿を見た人が教えてくれるわけですよ。こんなおいしい事業ないよと。何だというようなことで返す返すもやっぱり地元の業者さんね、こういうことでせめて入札に参加させるぐらいのこういうことで課長、頑張っていたきたいな。

○議長（片山正弘君）　町長。

○町長（櫻井公一君）　どこまであれなのか、実は地元にもバス会社はあるわけですよ。その地元のバス会社も自分たちも参加できるものと思っていたわけなんですよ。それでそこに勘違いがあったんですね。というのは以前、あとから聞いたんですが、私たちはやっていたということは知っていますけれども、以前、7年間やったという話でありました。7年間松島と平泉をやってお返ししているんですね、運輸局に。そのお返ししたということを忘れちゃっているんですね。だから許可を持っているものだと思ってずっといたわけですよ。ところがいざ入札の段階になったら、許可の段階でちょっと欠けていたということが実態だったんです。それ以上は申し上げられません。

○議長（片山正弘君）　色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　地元のバス会社、経緯は今町長からお話、これ以上私も言いませんけれども、やはりそのほかのバス会社もあるわけですよ。そういうことも含めながらやはりこういうちょっと国のトップレベルの人が代表者になってこういう交付金事業を地元、本当に地元の企業に、地元の企業でしょう。バス会社全部買収して。本社東京ですよ。丸の内にあるんですよ、ここの会社。税金入らないんですよ。事業税も。だったら地元のバス会社に下ろすのは当然じゃないでしょうか。そういうことを含めながら頑張っていたきたいと思えますね。終わります。

○議長（片山正弘君）　町長。

○町長（櫻井公一君）　今のバス会社は台湾に出張所もあるようでありますから、その辺のことも今後は逆に有効的に営業活動をやってもらいたいというふうに思うんですね。私も2月に台湾に行ってきましたけれども、台湾から見てこのポスターは、私は随分ポスター持って行

ったんですよ、実はバスの。かなり持って行きました。かなりのところに配っては来ましたが、向こうの方から言わせると、やっぱり台湾から見て宮城県は日本のどこにあって、そこから松島と平泉はどういう点でつながって、何泊何日なのかというのがはっきりわかるようなポスターをつくらないとだめだというのは今回わかったんですけど、それが4泊5日だそうです、基本路線。基本路線4泊5日をつくらないとだめですよというのが一番最後に伺った県のサポートデスクを置いているところがあるんですけど、そこへ12名のスタッフがいますけれども、そのうちの4名は宮城県からで8名は地元の方々です。その人たちのサポートデスクのお話ですと、このポスターではなかなか台湾の中で営業するのはわかりづらい。台湾の方が全て松島わかっているわけじゃないので、やはり台湾から見て日本の立ち位置の宮城県と松島と平泉と、こういったところで4泊5日のコースをきちっとつくるべきだというお話は伺っております。今週の土曜日今度は台湾から向こうから来ますので、地元の交通、旅行会社さんとセッティングしながらうちの産観の課長等にも入っていただいてよく協議していただいて、問題はこの桜の咲く季節ですね。4月から5月にかけてバスの乗車率を高めていかないとこの二次交通の松島にとっての旗揚げに本当はならないと思うんですよ。だからさっきから1月2月は暇だったからよかったということではなくて、1月2月に逆に暇な時期にいろいろやってみて、何が足りないのかをわかった上で4月から乗り込むようにということは前々から産観に話していますので、今後そういうことで注意喚起しながらこっちもやっていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（片山正弘君） 他にございますか。

ここで時間がちょうど1時間が来ておりますのでまだ質疑があるようですので、ここで3時まで休憩したいと思います。

午後2時46分 休 憩

午後3時00分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

質疑を続行いたします。質疑のある方。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

先ほど申し上げましたように、繰越明許ということで21事業ですか、繰り越しをされると。その理由については年度内完成ができないと、こういうことになっているわけなんです、年度内完成ができないから繰り越しをするわけでありまして、もう少し詳しい理由について

やはり議会にお示しをいただいております。今後ぜひ説明をいただかないまでも、この繰越明許については理由等資料でもいいので出していただければよいのではないかなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まずその1点、資料で出していただけるのならこれはそれで終わりにしたいと思います。何ですか、完了時期等の関係などを入れていただきながらやっていただければ構いませんので、その辺いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今後その事業がいつまでどういうふうなことなんだという期間ぐらいはきちっと出すように、資料として提出したいと思います。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それでは今回のものについてもそういう形で取り扱いをお願いをしたいと思います。それで次なんです、ページ11ページですか。これも課長さんには聞いてはいたんですが、障害者福祉ですね。平成25年度と26年度の分の自立支援給付費が返還ということで載っているわけでありまして、通常ですと前年度の分の返還ということなんです、今回なぜこういったことで返還金が生じたのかということについてお伺いをしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この平成25年度、26年度の障害者自立支援給付費の返還金になります。これにつきましては、仙台市にある株式会社が運営している障害福祉事業所になるわけですが、松島町でここのサービスを受けている方が居宅介護サービスということでホームヘルパーの派遣ということになっておりました。この事業所がその居宅介護者の利用について特定事業の加算分なんです。その加算分を誤って町のほうに請求をしてしまったということでの返還ということになります。ここに計上してありますのは国、県というところで返還させていただく金額になります。25、26、本来ならこの方がこれまでずっとそのサービスを受けていれば今年度で一応調整とかそういったものができたわけなんです、26年度で一応利用を終了しております。だからこの部分については過誤調整できなくてその分返還ということになったという状況になります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 大体わかりましたけれどもね。結局余分に特定事業の部分でお支払いをしていたと、それを返還していくんですよと、こういうことになるんですが、こういうもの

というのは障害者だけじゃなくてその他の事業でも当然生まれるわけですが、その辺の町としての監査と言いますか検査と言いますかね、こういうものはどういう形になっているんでしょうかね。通常事務の中でどんなふうに取り扱われているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この障害者、全ての事業所においては、全て県が認可すると。そして実は障害福祉になりますと障害福祉課が一応指導、監査ということになります。町として直接指導というのはないんですが、いろいろなそういった事業所の中での苦情とかそういったものは町でお受けをして、それで事業所と一緒に処理をしていく。お金とかそういった給付金については県の指導というふうになります。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりましたというか、そうすると県がそういう事業所に対する監査なり査察というか入らないとなかなか町としてはわかりにくいと、こういうことになるのかなとは思いますが、例えばその福祉関係の事業で町が直接この事業を出している、委託をしている。こういうケースもあるのかなとは思いますが、福祉、障害だけじゃなくてですね。そういうケースがあると思うんですよ。もちろん介護なんかもあると思いますしね。そういう町認可の事業についてはその辺は適正にやられているのか、そういう検査というのはどういう体制でやられているのか、もしあればお答えいただければというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 介護保険では、地域密着型とかで町が認可する事業もございませぬ。県の認可になった手順を踏んでおりますが、毎年例えば請求内容までチェックするような内容ではありませんで、何年かに一回になっております。介護保険の場合は国保連で審査することになっておりますので、そこでまずチェック機能が働くと。ただ、そこでもその時点で見つからなくて、前に塩釜市の老人保健施設で数年分にわたる返還金が生じたことがございました。そういったのは事業所のほうでも悪意がなく請求していて、何らかのやはり監査とかそういったときに見つかったということが確かに出ておりますので、国保連のまず審査でチェックされるほかに、あと町や県の指導監査の際に、例えば一番は職員体制ですね。途中から臨時職員がやめてしまったと。なのに加算をそのまましていたとか、そういったことが、じゃあいつからその職員はやめたんですかと言ってさかのぼるとか、そういったことが介護では多いので、できるだけ避けたいとは思いますが、時効にまだならないも

のは数年間にわたって返還が生ずる場合が確かに来ておりますが、普段の情報とかなるべく入れながらそういうものを未然に防ぐような努力はしていきたいとは思っております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひ余り間違いのないように進めていただければと思います。

それから13ページの保育所の関係、先ほどから人件費の関係で何度も質問があったわけですが、保育士資格を持つ1日保育士が足りなかったとこういうことで、その他の保育士というか、代用保育士ですね。これを充てたのかなと思うんですが、それで本当に保育というのは安全に担われるということになったのかどうかということだと私は思うんですよね。やはりその辺について非常に心配をするわけなので、既に今年度は終わろうとはしているんですが、今後来年度に向けて何か施政方針では派遣ということや何かもあったように思うんですが、この辺の保育士に対する考え方と言いますか、どんなふう考えているのかなという思いがするんですね。これは明日の質問になるのかな。実際上はね、やっぱり派遣ということと町の職員ということではまたこれも同じ資格を持っていても違くと、こういう側面があるのではないかなとは思っています。今までよりは若干代替の保育士じゃないからましになるんだという理屈なのかどうか、その辺についてどんなふう考えておられるのかお聞きをしておきたいと思ったわけでありまして。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 確かにご指摘のとおり一応12人に対して9名、その足りない分はやはり人海戦術というか人を充てなければいけないと。だから資格なしの、はっきり言って2名を一応充てた形で子供の安全を見守りをしていると。ただしやっぱり資格がないものですから、事故が起きたときの対処とかそういったものは心配されてはいます。それでこの保育士、毎年毎年このぐらいの人数で予算をお願いしてまいりました。やはり去年も同じぐらいの人数しか集まらなかったという経緯があります。ことし、これ私のほうから言っているのかどうか、保育士の正職ですね、一応町長、副町長にお願いしましてその採用というもので実施をさせていただいておりますが、予定する人数がやはり来年度の採用においても結果的には満たないということもあります。そういった来年度の施政方針の中で一応委託というふうな言葉書いてあります。これはやはり最低でも原課としては12名ぐらいの保育士は必要と考えておりますので、そういったところで一応の派遣のほうは2名分をお願いしていきたいという一応内容になっております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いずれ子供にとって最善とは何かということで、ぜひ考えていただきたいと思います。

それであとそのあとなんですが、その下の施設型給付というのは増額になっているんですが、これは具体的にはどういう中身なのかお聞きをしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この施設型給付におきましては、松島町に住所がありながら他町村で保育所、幼稚園でお世話になっているというときに発生する施設型給付になります。当初は秋田県で2名、そしてあと七ヶ浜の幼稚園で1名の予算計上をさせていただいたところでございます。しかし12月になりまして石巻に一応3名、あとちょっと九州なんです宮崎県1名。宮崎県のほうは一応里帰り出産ということであちらの保育所に入所させたいということで、今度の3月、4月にはこちらに帰ってくるんですが、3月までの施設型給付が発生したということのこの増額になります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。それから13ページの子ども医療費ですね。これは15万とまた増額ということで、18歳までの医療費拡充と、こういうことで増額増額ということでちょっと当初思っていたのとは違ったかなと。こういうふうに思っているわけではないかなとは思いますが、いずれこういうことで安心して医療を受けられるんだということがわかってくれば一定程度落ち着いてくるのではないかなというふうに私は思っているんですが、ここで聞きたいのはこの医療費の増額じゃなくて、この子ども医療費助成に対する国のペナルティーというのがありますよね。このペナルティーの影響を我が町ではどれくらい受けているんだろうかと。こういうことなんですね。どこの自治体の首長さんも何とかこのペナルティーだけではなくしてほしいと、こういうことをおっしゃっているようなんですが、具体的に本町でのペナルティーに相当する減収分というのほどの程度になるものなのか。その辺おわかりになればと。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この部分につきまして、国保会計のほうの乳幼児医療というものにはね返ってくるというものなんですが、ちょっと額はそれは把握はしていません。ただし一応各自自治体からの要望ということで、たしか29年度におきましてはこれは一応その交付金の早く言えばペナルティーですか。そういったものはなくすという方向で今来ているはず

です。ただその実施が29年度か30年度かということで、確実にこれは国のペナルティーはやめるという方向性は出ているのが確かです。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） あと参考までに、他町というか我々は宮城郡ですけども二市三町、二市三町って言っていますけれども、二市三町でも平成30年ぐらいからは全てを18歳までもっていこうかという首長さんたちの話し合いはあります。そうしないとどうも自治体足並みそろわない。逆に今のようなペナルティーがあったのかなと感じましたけれども、それが合っているかどうかわかりませんが、二市三町の動きとすればそういう動きに。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） やめる方向だという話なんです、29年度はまだ残っていると思うんです。ぜひ試算してどのぐらいなのか教えていただければと、こういうふうに思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それから最後なんです、復旧関係で例えば企画費での津波被災住宅再建支援事業で1,050万ですか。それから住宅費のところ宅地かさ上げ等事業補助金1,500万とこういうことでかなり大きい金額の減ということになっているわけなんです。毎年度年度末に来るとこの部分については大きな減額になって、当初見込んだ事業に至らなかったと、こういう説明になっているわけなんです、この事業そのものの今後の見通しってどうなのかなと。こういうふうには思っております。その見通しと、これは復興基金のほうから財源としては出てくると思っていますので、この事業がもし余り見通しとして出てこないのであれば、基金の使い方として改めてこの見直しをしていく必要性もあるのではないのかなというふうな気がするんですが、その辺について考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今月の3月11日で震災からまる6年ということもあって、5年がいろいろ事業やってきた中で経過しているわけで、その中で精査してきたんだろうというふうに思っています。その辺の実態の調査の内容を企画の課長のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） 28年度末の見込みになりますけれども、基金の残高見込みとしては約1億9,600万ぐらいになるだろうと思っております。今おっしゃられたのは多分震災復興基金のほうを言っているかと思っております。震災復興基金につきましては、国の特別交付税で措置されて県が町のほうに交付金をいただいたものが2種類あります。この2種類について

は、1つは被災者の生活再建全般ということが1つ。もう一つのほうの交付金は津波被災者だけに対する住宅の再建ということで、非常に用途が限定的なものになっております。3つ目は町内外の方から町に対して復旧、復興全般に使っていただける災害給付金ということで、この3つから一応構成されております。

1つ目の23年度に交付された交付金のほうは28年度の末の見込みですと、これが9,300万ほど残額があるという見込みになっています。今後につきましては、これは32年度までの交付金になっていますので、29年度から32年度までの間で、今継続してやっています住宅再建支援のほかに、例えば防災の戸別受信機、それから防災関係の備蓄品、そういった防災関係のほうと調整をうまくしながらこれは使い切っていけるのかなというふうに見込んでおります。

それから津波のほうの基金につきましては、当初2億2,250万ぐらいいただいたんですが、これの根拠というのが1世帯当たり250万円を前提に交付を受けております。当初32年度までどれぐらいの支出になるかという見込みが立ちませんでしたので、町のほうでは現段階では1世帯の上限を150万、それから宅地かさ上げについては100万ということでやっていますので、そちらの額、場合によっては額の調整をしながら追加交付ということになるかと思いますが、なるだけ交付金は使い切っていきたいというふうに考えております。

それから災害給付金のほうにつきましては、幅広く復旧、復興に使えるということですので、こちらについては防災関係にやはり使っていければなと考えております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると1億円以上、やっぱりある程度自由度のある使い方もできるということですので、ぜひ32年度までの基金ということなので、その辺有効にやっぱり活用できる、そういう方向を考えていただきたいということだけ申し上げて終わりにしたいと思います。終わります。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） 2点についてお伺いしたいと思います。

14ページの7ですか、機構集積協力金というこれはどういう内容だったんでしょうか。まずもってそこからお聞かせを願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） こちら農地でございますけれども、0.5ヘクタール以上2ヘクタール以下の面積を中間管理機構に貸与した場合支払われる、集積した場合に支払われる補助金になります。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） ということは今回350万の減でありますから、当初目標よりもかなり減ったという捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 中間管理機構に貸与して、離農する方が発生した場合多く補助金が出るという仕組みになりますので、反対に離農した方が少なかったという結果になるかと思われるんですね。当初予算としては1件50万につき10戸で500万というふうに最初当初予算で上げておりました。実際のところは3戸今回該当したということで、150万。差額の350万が今回補正減というようにしたところでございます。

以上です。

○議長（片山正弘君） 阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） そうするとこの350万は県のほうに返すんですかね。その辺まずお聞きしたいのと、私自身もそうだろうなと思って、中間管理機構から請け負って田んぼ今やっているのもあるんです。そんな感じで随分少ないなと思っているんですけども、片一方では町長もちょっと前にしゃべったんだけども、利用集積をしたいという中間管理機構も利用集積の一つの一環なんだろうなと思いつつも、何でこのようにマイナスというかこのぐらゐの金額が余ったのかなというのが疑問に思っているところでございます。その部分、農業委員会で農地集積のほうをはかどっているのか、農業委員会との兼ね合いはどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） まずこちら県に返すかどうかと申しますと、県には返しません。まだ交付を受けていない状況ですから、これから実績報告を出してこの確定額に対して交付に至るというような仕組みになっております。そのために今回補正のほうで上程させていただきました。

また農業委員会との整合性でございますが、確かに集積は、集積率を上げようということで努力してはおりますが、イコールここに機構に集積協力金になるかということ、やはりそうでもない状況でございます。ただ周知のほうを図って進めているところでは鋭意努力しているところではございます。

以上です。

○議長（片山正弘君） 阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） わかりました、それでは17ページの2なんですけれども、木造住宅耐震工事の関係ですね、これもかなりのあれで減額されているんですけれども、やはり木造耐震関係はお金がかかって補助金が少ないのかどうか、余り伸び悩みしているのかなと思うんですけれども、この辺の要因はどういう形で出てくるのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 木造住宅の耐震の診断、まず診断につきましては13節になりますけれども、10件予定していたものが1件となりました。あと工事のほうの負担金になりますけれども5件予定していたものが0件となっております。それでこちらのほうはなかなか耐震の診断まではいつているんですけれども、なかなか工事に着手してくれないというのがありまして、町のほうといたしましてはアンケートとかとりながら診断した方に促しているというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。（「なし」の声あり）なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第28号平成28年度松島町一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第29号 平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（片山正弘君） 日程第30、議案第29号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 歳入のほうで乳幼児医療費助成金で当初の予算ですか、補正前の額と比較

すると47%も減額になったのかな。と見たんですが、その辺の理由は何でしょうか。6ページね。6ページの県補助金です。県補助金で補正前の部分が33万5,000円。補正額三角の15万7,000円と、こうなっているのでこの減額の理由です。

○議長(片山正弘君) 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長(阿部利夫君) この減額につきましては、一応県のほうからその補助金の、毎年の交付決定ということでこの金額で確定しますよという通知がなされます。それで内容についてはちょっと減額の直接的な要因はここから見受けられないんですが、一応毎年この精算によってあちらの県の通知によって、みんな精算されるという内容になりますのでご理解をお願いいたします。

○議長(片山正弘君) 今野 章議員。

○8番(今野 章君) ご理解って言われても。何らかの基準があってこういう補助金というのは出てくるわけですので、当初見込んだものと半分近くも違うわけですから、その辺の理由はもうちょっと明解にしてもらわないとうまくないのではないかと思うんですが、いかがでしょうかね。

○議長(片山正弘君) 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長(阿部利夫君) 具体的な資料はこちらにはないんですが、この強化補助金については1件当たり乳幼児のその事務費に関しての内容になると思いますので、その件数が一応の予定されている件数の処理が当初より少なかったという減額になると思います。

○議長(片山正弘君) 今野 章議員。

○8番(今野 章君) 件数なんですね。これは県補助金なのであれですか、県のいわゆる乳幼児医療の助成枠の中で考えているということですよね。我が町は18歳までですけども、県のほうは今就学前だったかな。そういう関係になっていますからね。そういうことで少ないということなんですか。とするとその低年齢児のところですね。まさに乳幼児と。ここのところの受診数が少なかったというふうにみていいんですか。件数が少ないということは。

○議長(片山正弘君) 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長(阿部利夫君) 県のほうの対象のその事務については、入院は就学前、そしてあと通院は3歳まで。これが現在県の補助対象という内容です。この内容で一応取り扱いの件数が全体を見たときに我々18歳までやっていますけれども、その中では幼児に関しては件数が少なかったというふうに理解してもらって。

○議長(片山正弘君) 今野 章議員。

○8番(今野 章君) 一般に小さい子供のほうが病院に行く確率が高いわけですね。にもかかわらず我が町はそこが減って子ども医療費の額は増額に次ぐ増額で来ているということなので、どうなのかなという疑問を今持ったものですから、できればことしこれから予算審議もありますので、その辺の受診状況もしわかれば年齢ごとというか、わかれば出していただければと思います。そうしますと我が町の子ども医療費の受診状況もわかるのかなと思いますので、その辺よろしく、入院、外来に分けて出していただければありがたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長(片山正弘君) 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長(阿部利夫君) 今システムで処理しておりますので、予算審議のときに間に合うかどうかなんです、年齢別には出せるはずですのでそこら辺、ただ入院とか通院、それも別になると思うんですが、そういったものをちょっとシステムで一応内容を検討させていただきます。(「よろしくお願いします」の声あり)

○議長(片山正弘君) よろしいですか。他にございませんか。(「なし」の声あり) なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。(「なし」の声あり) なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(片山正弘君) 起立全員です。よって、議案第29号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり決せられました。

日程第31 議案第30号 平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について

○議長(片山正弘君) 日程第31、議案第30号平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。(「なし」の声あり) なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。(「なし」の声あり) なしの声があり討論なし

と認めます。討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(片山正弘君) 起立全員です。よって、議案第30号平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり決せられました。

日程第32 議案第31号 平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算(第4号)について

○議長(片山正弘君) 日程第32、議案第31号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。今野 章議員。

○8番(今野 章君) 8番今野でございます。

介護保険のほうで地域医療介護総合確保事業ということで地域密着型の多機能型居宅介護事業ができると、こういうことで10月1日からスタートと、こういうことのようにあります。お聞きしたいのは計画の中でもこの地域密着型施設1カ所ですか、この計画期間内につくるという方向だったと説明もあったかと思うんですが、実際のこの松島町のこの介護サービスの利用状況ですね、あるかとは思いますが、今回の地域密着型の施設ができることによってサービスの利用は一定程度利用しやすくなるんだと思うんですが、この施設等の必要性というのは今の段階で、ことしは第7期の多分事業計画にも着手していくんだと思うんですが、その施設等々のこの利用度は高まっているのかとか、その辺についてどんなふうに見ることができのかわかりであれば教えていただきたいということと、直接関係ないんですが特別養護老人ホームですね、ここいら辺の待機者なんかは今現在どうなっているのか、その辺もわかれば教えてほしいと思います。

○議長(片山正弘君) 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長(児玉藤子君) まずこの地域密着型の施設ができることで利用しやすくなるのかといったご質問に関しましては、利用しやすくなると期待をしております。国のほうでは特別養護老人ホームとか大規模な施設に関しての補助メニューを今ほとんど出していないと。それで最近出されているのはこの地域密着型だけなんです。これもいずれなくなるのでは

ないかと。高齢者人口が今後ふえていくんですが、あるピークをもって今度下がってくる時期があるということで、大規模施設を余り国のほうでは進めていないような状況にあります。この地域密着型であれば、うちにも来てもらえる、通所も行ける。泊りもできるということで、なるべくまだうちにいたいけれどもうちにいるのはちょっと難しいといった、施設を待機しているような方が利用者の主な対象になるのではないかと思っています。ただ、何せ初めての事業なものですから、仙台市で実績のある事業所ということである程度、やっぱり安定したサービス運営をしていただかないと困るのが利用者なので、その辺は地域密着型で町の認可とか指導の立場にありますので、見守ってまた助言等も一緒に考えるようにしていきたいと思っています。

また施設の必要性なんですが、特別養護老人ホームの待機者のほうをまず先にお答えしてもいいでしょうか。毎年二市三町で協力してちょっと調査したものがあまして、その結果では3以上の方でどこの施設サービスも使っていないくて、在宅ですすね、待機している人は10名とか11名というのがここ数年の数字で、今年度も同じでございました。思った以上にイメージが少ないなと私たちも思うんですが、まず町内に老人保健施設ございますし、グループホーム2カ所あるので、そういったところに入りながら、また入院ですすね。療養型病床もありますので、入院や老人保健施設、グループホームに入所しながら特別養護老人ホームを待っているために、在宅の方がいつも10名とか11名という少なくなっていると。これは1人で何カ所も応募されている方もいるので、なるべく同じ千賀の浦福祉会であれば名寄せしていただいて実にはしていますので、実際には延べだとかかなり申し込まれていると思います。高齢者のみの世帯がどんどんふえておりますし、本町の高齢化率も人口の3分の1になっていますので、在宅で国では在宅に在宅にと言っていますが、実際にそれをじゃあ看取る人がいるのかといったのは大変今後とも厳しい状況なので、ある程度やはり施設は必要になってくるだろうと。ただ新しく、例えば大規模な施設を建ててそれも採算が合わなかったりすれば、また利用者も困るわけで、この地域密着型のサービスとかあと特別養護老人ホーム、老人保健施設、あとは通所サービスの中で一部自己負担で3,000円ぐらいで緊急時泊まれるというのを始めている事業所もあります。これ介護保険外なんですが、介護保険ですと上限額の中でしか使えないので、それをオーバーする分そういったところも使ったりして何とか在宅での介護を続けている方もふえているので、ほかと比較するのはいかがかと思うんですが、例えば二市三町でも施設とかがほとんど町内にない町もあります。それから見ればうちの町はバランスよく施設ができているのと、今度の新総合事業に向けてやっぱり仙台や多賀城、利府

からは参入は来ないんですね。町の中で何とか頑張ろうという事業者さんたちの熱い思いもありまして、何とか今準備を進めているんですが、今後とも施設を希望する人は必ずかなりの数は出ると思います。ただ、施設は大きくふえる見込みはないので、今本町ではほとんどの施設サービスは全部そろっておりますが、その中であと在宅等含めながらなるべくできるだけうちで暮らせて困ったときは施設に入れるといった体制を事業者の皆さんとも一緒に考えていきたいと思っております。

○議長(片山正弘君) 今野 章議員。

○8番(今野 章君) わかりました。意外に3以上ですけれども、少ないんだなということでびっくりしております。たしか宮城県で名寄せしたやつですと、県内で1万人をたしか超えていたというふうに思いますので、その比率からいってもこの松島の待機者の数というのはかなり少ないんだろうなというふうにみるわけですが、ただ、実際上の問題としては、今お話にもあったように高齢者世帯がこれからどんどんふえていくわけですね。そうすると本当に誰がその面倒を見るのかということというのは非常に大きい課題になってきて、老老世帯ですとやっぱりいつかは施設に入りたいと、こういうふうに考える方がほとんどではないのかなと思うんですね。息子、娘いてもなかなかね。自分たちで頑張るからということでいて、やっている人たちも結構いたりして、施設における介護というのが必ずしも減るというふうには私はならないと思うんですよ。そのときに松島の介護というものについて、今課長のほうからは非常に事業所がバランスよくあって、介護もそれなりにできているんだというような多分お話だったと思うんですけれども、いずれにしても施設的には不足をしてくるのではないかなという思いがあるんですけれどもね。私などは。そういう意味ではことし次期計画ということにもあるんだと思うので、いわゆる地域密着型の特養と言ったら変なんでしょうけれども、そういうのもつくれますよね。だからそういった施設もやっぱり町内に構想していくということも大事なのではないかなと思ったので、現況どうなのかと思って質問をさせていただきました。終わります。

○議長(片山正弘君) 他に質疑ございませんか。(「なし」の声あり)なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。(「なし」の声あり)なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(片山正弘君) 起立全員です。よって、議案第31号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第32号 平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第3号)について

○議長(片山正弘君) 日程第33、議案第32号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございませんか。(「なし」の声あり) なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。(「なし」の声あり) なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(片山正弘君) 起立全員です。よって、議案第32号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第3号)については原案のとおり決せられました。

日程第34 議案第33号 平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

○議長(片山正弘君) 日程第34、議案第33号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございませんか。(「なし」の声あり) なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございませんか。(「なし」の声あり) なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(片山正弘君) 起立全員です。よって、議案第33号平成28年度松島町下水道事業特別会計

補正予算（第5号）については原案のとおり決せられました。

日程第35 議案第34号 平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（片山正弘君） 日程第35、議案第34号平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第34号平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）については原案のとおり決せられました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、7日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時47分 散 会